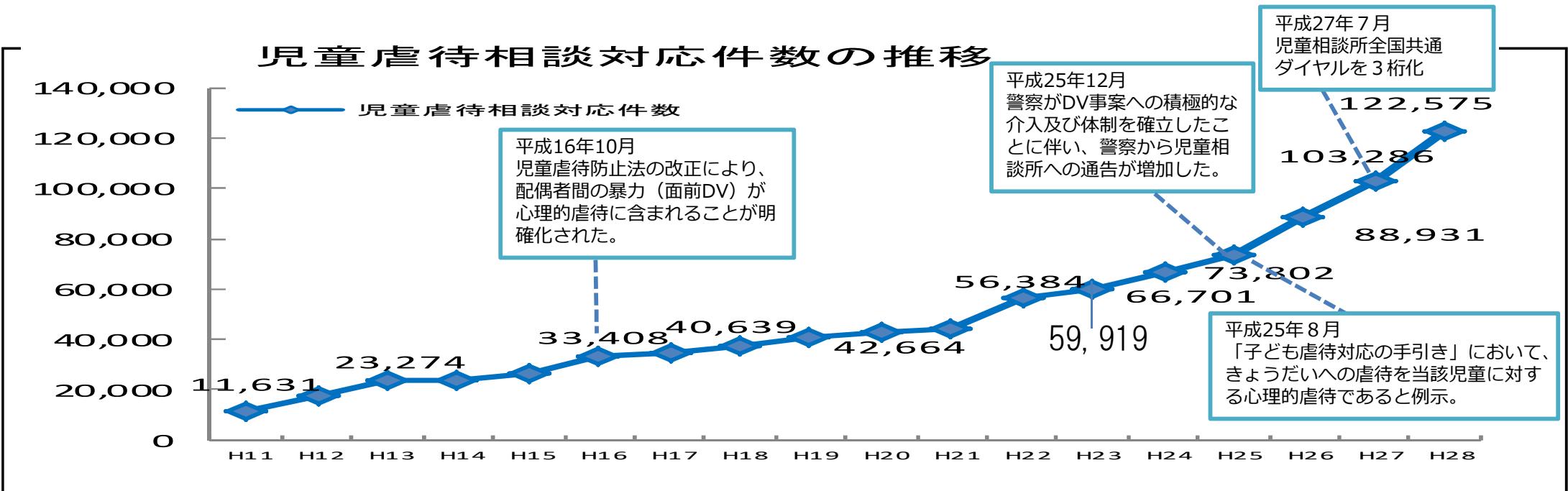


# 参考資料

平成30年7月  
厚生労働省子ども家庭局

# 児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 平成28年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、122,575件。平成11年度に比べて約10.5倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（51.5%）、次いで身体的虐待の割合が多い（26.0%）。
- 相談経路は、警察等（45%）、近隣知人（14%）、家族（8%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。



## ○ 虐待相談の内容別割合

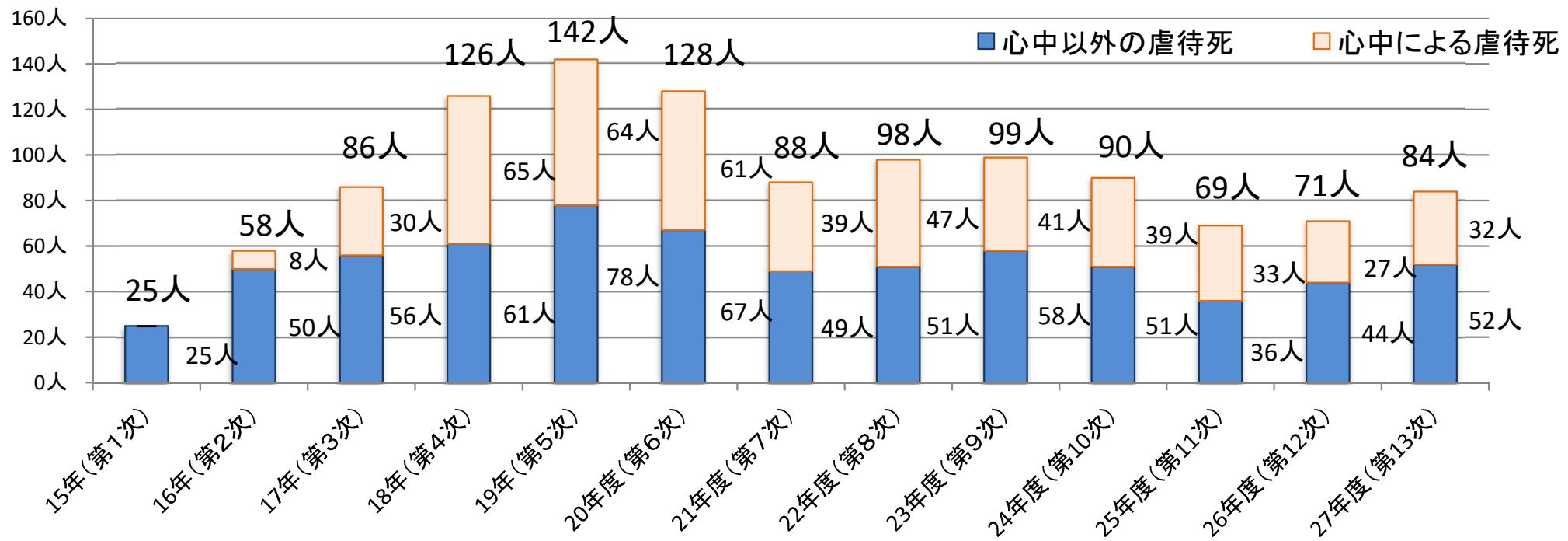
	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総 数
平成28年度	31,925 (26.0%) (+3,304)	25,842 (21.1%) (+1,398)	1,622 (1.3%) (+101)	63,186 (51.5%) (+14,486)	122,575 (100.0%) (+19,289)

## ○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総 数
28年度	9,538 (8%) (+661)	1,997 (2%) (-62)	17,428 (14%) (+13)	1,108 (1%) (+178)	7,673 (6%) (+537)	235 (0%) (-11)	203 (0%) (+11)	3,109 (3%) (+31)	1,772 (1%) (+47)	54,812 (45%) (+16,288)	8,850 (7%) (+667)	15,850 (13%) (+929)	122,575 (100%) (+19,289)

# 児童虐待による死亡事例の推移(児童数)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による検証結果より



(注1)平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、(注2) 平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、(注3)平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

## 第1次から第13次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

【心中以外の虐待死 636例、678人】

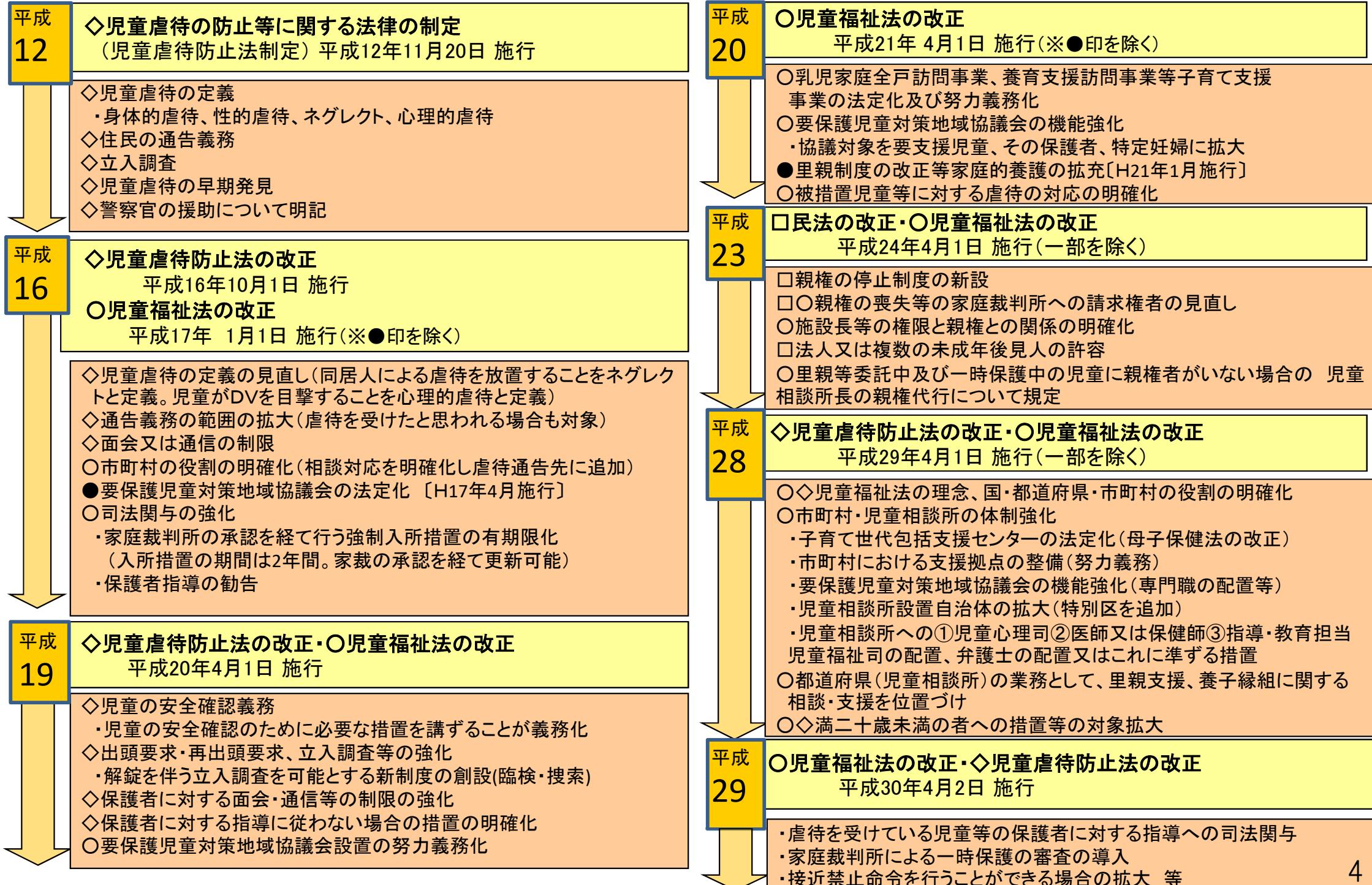
- 0歳児の割合は46.2%、中でも0日児の割合は18.3%。さらに、3歳児以下の割合は76.5%を占めている。
- 加害者の割合は実母が55.2%と最も多い。
- 妊娠期・周産期の問題では、予期しない妊娠／計画していない妊娠、妊婦健康診査未受診などの状況が25%程度に見られている。
- 家庭が地域から孤立していた場合が39.9%である。 (※第2次報告から第13次報告までの集計)

(※第3次報告から第13次報告までの累計)



# 児童虐待防止対策に関する法改正の経緯（詳細）

※改正内容の抜粋



# 児童虐待防止対策のこれまでの取組みと今後の対応

## 【 施策の方向性 】

### 児童虐待の発生予防・早期発見

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・適減する。

### 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、児童相談所や市町村の体制や権限の強化等を行う。

### 被虐待児童への自立支援

被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られたこととなった場合には、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

## 【 平成28年児童福祉法等改正法における具体的な対応 】

### ○子育て世代包括支援センターの全国展開

- ・市町村への子育て世代包括支援センター（法律上は、母子健康包括支援センター）設置の努力義務化

### ○支援をする妊婦等に関する情報の関係機関から市町村への集約

### ○母子保健施策が虐待の発生予防・早期発見に資することを法律上明記

- ・母子保健法の国及び市町村の責務に関する規定の改正

### ○児童相談所の体制強化等

- ・児童心理司等の専門職の配置、弁護士の配置又はこれに準ずる措置
- ・児童福祉司の研修受講義務化  
※児童相談所強化プラン

### ○中核市・特別区における児童相談所の設置促進

### ○市町村における相談体制の強化

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備
- ・要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職の配置及び研修受講義務化

### ○親子関係再構築支援

- ・児童福祉施設への入所措置解除時における保護者等への相談支援
- ・措置解除後において関係機関が連携して子どもの安全確認等を実施

### ○家庭養育の推進

- ・都道府県の業務として里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付け

### ○自立援助ホームについて22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加

※平成29年児童福祉法等改正法において、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を実施

# 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

### 2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援をする妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

### 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

### 4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

#### （検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

#### 施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日） 6

# 児童相談所強化プラン(概要)

## 1. 目的

(平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定)

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に基づき、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定する。(平成28年度から31年度まで)

## 2. 内容

### ①専門職の増員等

- 児童相談所の専門職を大幅に増員。
- 児童福祉司の配置標準について、人口に加え、虐待相談対応を考慮。
- 弁護士の配置を積極的に推進。

### ②資質の向上

- 児童福祉司、スーパーバイザーの研修受講を義務化。
- 児童福祉司に任用される社会福祉主事の任用前講習受講を義務化。

### ③関係機関との連携強化等

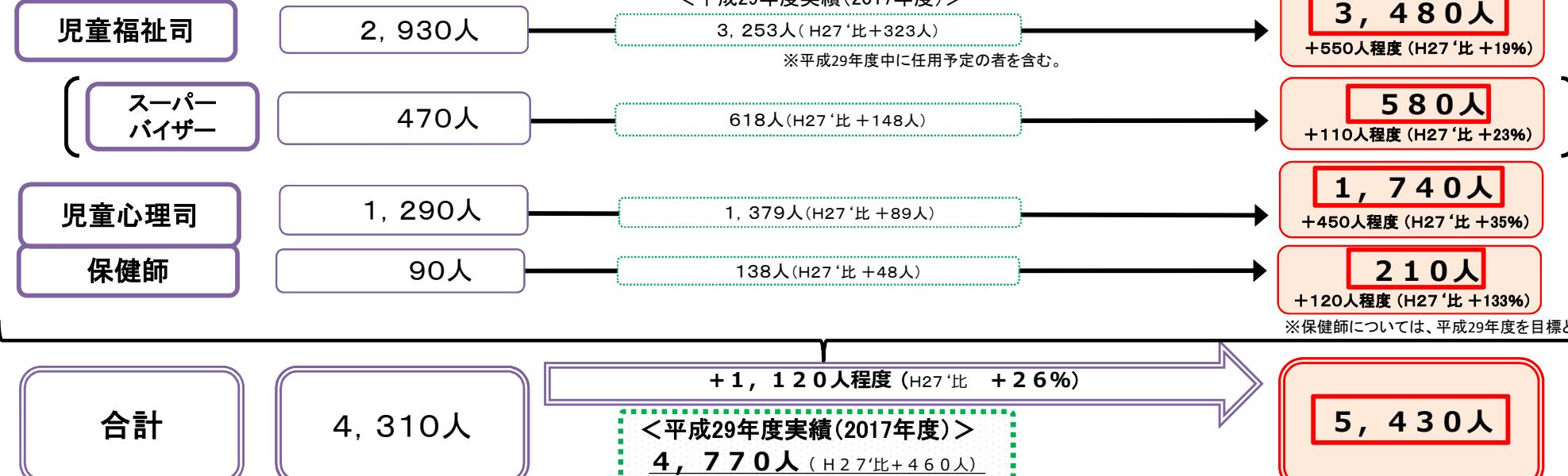
- アセスメントツール(共通基準)を作成し、児童相談所と市町村の役割分担を明確化。
- 市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。調整機関に専門職を置き研修受講を義務化。
- 警察と連携し、人事交流や研修等を推進。

## 3. 専門職の増員目標

平成27年度実績  
(2015年度)

(強化プラン期間4年間)

平成31年度目標  
(2019年度)



# 児童福祉司の配置標準の見直しについて

- 児童相談所における児童福祉司の配置標準は、児童福祉法施行令に規定。今般の児童福祉法の改正（第13条第2項）等を踏まえ、これを改正し、平成28年8月に公布。
- 平成28年10月からは、以下を予定。
  - ①各児童相談所の管轄地域の人口4万人に1人以上を配置することを基本とする。
  - ②全国平均より虐待相談対応の発生件数が多い場合には、業務量（虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。

※平成27年度の全国の児童相談所における児童福祉司の配置実態を踏まえ、①の人口要件について経過措置を設ける。

現行

児童福祉司の担当区域の標準

=

人口 おおむね4～7万人



改正後

児童福祉司の配置数の標準

=

① + ② 以上

※交通事情等を考慮

① 児童相談所の管轄地域の人口／4万人



端数は  
切り上げ

② [各児童相談所の虐待相談対応件数 - 各児童相談所管轄地域の人口] ×  $\frac{\text{全国の虐待相談対応件数}}{\text{全国の人口}}$  ÷ 40

全国の人口1人当たりの虐待相談対応発生件数 ≈ 1／1000件

端数は  
切り上げ

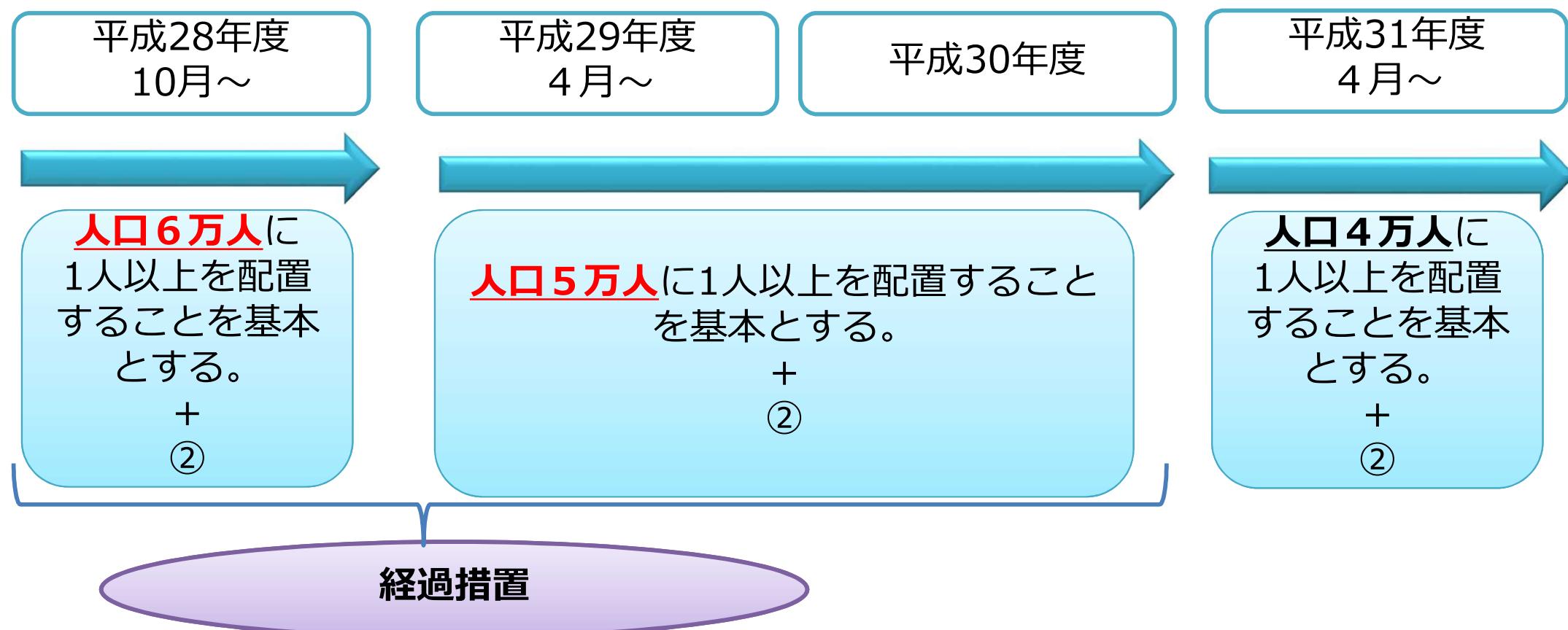
- ※ 各年度における配置標準は、人口は直近の国勢調査の数値を、虐待相談対応件数は前々年度の福祉行政報告例の数値を用いて算定。
- ※ 各児童相談所の虐待相談対応発生件数が、全国平均の虐待相談対応発生件数よりも多い場合のみ、①に②を加えて得た数を標準とする。
- ※ ②の「40」は、平均的な児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数（年間約40ケース（雇用均等・児童家庭局総務課調べ））を踏まえたもの。

# 児童福祉司の配置標準の経過措置について

児童福祉司の配置標準については、平成28年10月から

- ①各児童相談所の管轄地域の人口4万人に1人以上を配置することを基本とする。
- ②全国平均より虐待相談対応の発生件数が高い場合には、業務量（虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。

こととなるが、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市の現在の児童福祉司の配置状況を勘案し、以下のとおり①の人口要件について経過措置を設けることとする。



## スーパーバイザー、児童心理司、保健師、弁護士の配置標準等について

- 今般の児童福祉法改正により、平成28年10月以降、児童相談所に、①スーパーバイザー（他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司）、②児童心理司、③医師又は保健師、④弁護士を配置するとされたことに伴い、職種ごとの配置に係る基準等を児童福祉法施行令等に定めた。

### ①スーパーバイザー（改正児童福祉法第13条第5項第6項）

端数は  
四捨五入

- 児童福祉司（スーパーバイザー以外）5人につき1人のスーパーバイザーを配置することとする。（参酌基準。児童福祉法施行令（平成28年8月公布）に規定。）

### ②児童心理司（改正児童福祉法第12条の3第6項第1号）

端数は  
四捨五入

- 児童福祉司2人につき1人以上の児童心理司を配置することとする。（児童相談所運営指針を改訂し、9月に通知。）

### ③医師又は保健師（改正児童福祉法第12条の3第6項第2号）

- 医師又は保健師を1人以上配置することとする。（児童相談所運営指針を改訂し、9月に通知。）

### ④弁護士（改正児童福祉法第12条第3項）

- 弁護士を配置の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。（児童相談所運営指針を改訂し、9月に通知。）

# 児童相談所の設置に向けた検討状況(平成30年6月時点)

---

## 1 中核市（対象:52市）

- ・「設置する方向」(2ヶ所) : 明石市、奈良市
- ・「設置の方向で検討中」(2ヶ所) : 船橋市、豊橋市
- ・「設置の有無を含めて検討中」(19ヶ所) : 旭川市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、高崎市、川越市、柏市、豊中市、枚方市、姫路市、和歌山市、呉市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、鹿児島市

## 2 特別区（対象:23区）

- ・「設置する方向」(15ヶ所) : 千代田区、港区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区
- ・「設置の方向で検討中」(7ヶ所) : 中央区、台東区、品川区、渋谷区、杉並区、北区、足立区

※ 中核市は54市あるが、横須賀市、金沢市は児童相談所設置済みのため、調査の対象外としている。

※ 上記に記載のない市区については、調査時点において未検討である。

# 中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施

## 現 状

- 平成28年改正児童福祉法附則において、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、国は設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとされている。

## 対応方針

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区に対し、平成30年度予算において、以下の費用への補助を行う。

### 財政面における支援

#### ◆人材確保・育成支援

- ①市区における事務量の増加に対応するための補助職員の配置
- ②市区における研修専任コーディネーターの配置
- ③市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置
- ④都道府県等職員(SV等)を市区へ派遣した場合の代替職員(都道府県等)の配置(都道府県等に対する補助) [《平成30年度予算新規》](#)

#### ◆施設整備への支援(一時保護所)

- ①一時保護所の創設
- ②個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について①に加算 [《平成30年度予算新規》](#)

### 制度・運用面における支援

#### ◆人材確保・育成支援

- ①各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施
- ②児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成
- ③児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加

#### ◆手続き面の整理

- ①児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成
- ②児童相談所設置市の政令指定の仕組みの提示

# 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）

低

## 子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）

- 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施
  - ・妊産婦等の支援に必要な実情の把握
  - ・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
  - ・関係機関との連絡調整
  - ・支援プランの策定

**同一の主担当機関が、2つの機能を担い一体的に支援を実施**

※ただし、大規模市部等では、それぞれ別の主担当機関が機能を担い、適切に情報を共有しながら、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて支援を継続して実施

市区町村

リスクの程度

高

## 市区町村子ども家庭総合支援拠点

- 子ども家庭支援全般に係る業務
  - ・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
- 要支援児童及び要保護児童等への支援業務
  - ・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて市区町村が行う指導
- 関係機関との連絡調整
  - 支援拠点が調整機関の主担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進
- その他の必要な支援
  - ・一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援 他

- ・実施主体は市区町村（業務の一部委託可）
- ・複数の市区町村による共同設置可

## 要保護児童対策地域協議会

- 関係機関が情報を共有し、連携して対応

保健機関

医療機関

地域子育て支援拠点・児童館

保育所・幼稚園

利用者支援機関

学校・教育委員会

## 要保護児童対策調整機関

- ・責任をもって対応すべき支援機関を選定  
→主担当機関が中心となって支援方針・計画を作成
- ・支援の進行状況確認等を管理・評価
- ・関係機関間の調整、協力要請 等

民生児童委員

民間団体

里親



乳児院

児童相談所

児童養護施設

弁護士会

児童心理治療施設

警察

役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を実施

## 児童相談所（一時保護所）

- 相談、養育環境等の調査、専門診断等（児童や家族への援助方針の検討・決定）
- 一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
- 市区町村援助（市区町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助） 等

# 子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
  - 実施市町村数: 525市町村(1,106か所)(平成29年4月1日現在)
  - **2020年度末までに全国展開を目指す。**

※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。





# 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の内数（平成29年度予算：154億円→平成30年度予算：159億円）

## 1. 事業の目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」と言う。）を整備・運営する際の財政支援を目的とする。

## 2. 事業の内容

市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号）に基づき、市区町村が、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う支援拠点を整備し、運営する。

支援拠点の具体的な業務内容は以下のとおり。

- ①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）
- ②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）
- ③関係機関との連絡調整
- ④その他の必要な支援

【設置か所数】 114か所（平成30年2月時点）

※補助金の交付対象ではない拠点を含む。

※補助金の交付か所数：38か所

## 3. 実施主体

市区町村

※事業の一部の社会福祉法人等への委託可

## 4. 補助率

国：1／2（市区町村：1／2）

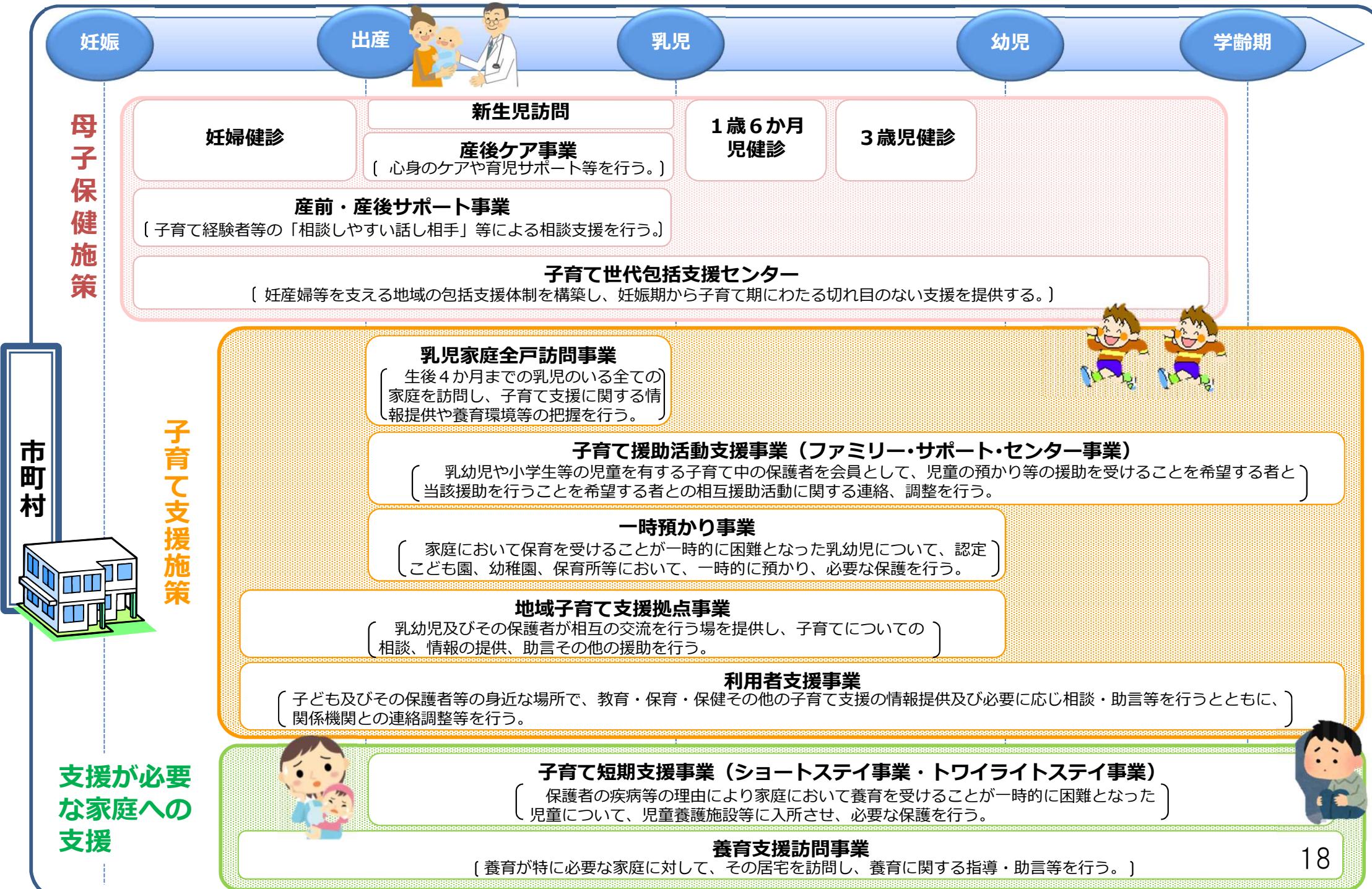
## 5. 補助単価（平成30年度）

○直営の場合（1支援拠点当たり）	
小規模A型	3,721千円
小規模B型	9,438千円
小規模C型	15,660千円
中規模型	20,873千円
大規模型	38,701千円
上乗せ配置単価	2,715千円（1人当たり）

○一部委託の場合（1支援拠点当たり）	
小規模A型	8,940千円
小規模B型	14,657千円
小規模C型	20,879千円
中規模型	31,310千円
大規模型	59,576千円
上乗せ配置単価	
常勤職員	5,588千円（1人当たり）
非常勤職員	2,715千円（1人当たり）



# 市区町村における子育て支援施策及び母子保健施策の概要



※上記以外に、地方自治体が地域の実情に応じて単独で実施している事業がある。

# 乳児家庭全戸訪問事業（概要）

## 1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

（児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業）

## 2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金  
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）※国、地方ともに消費税財源

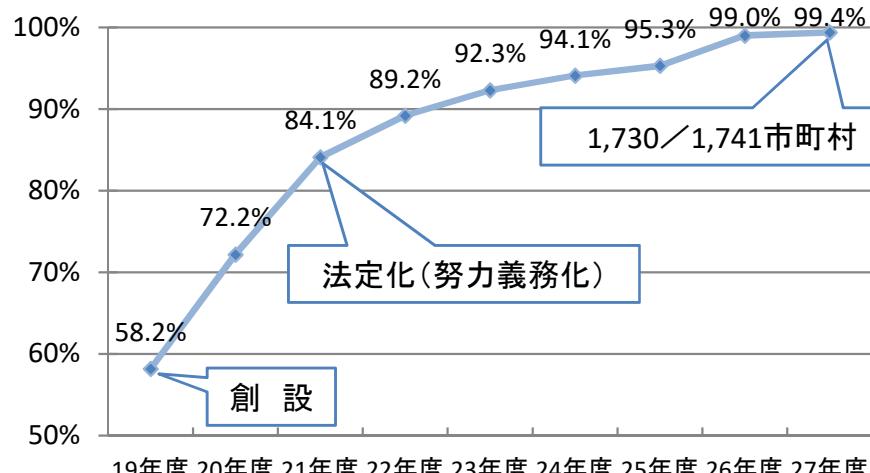
(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

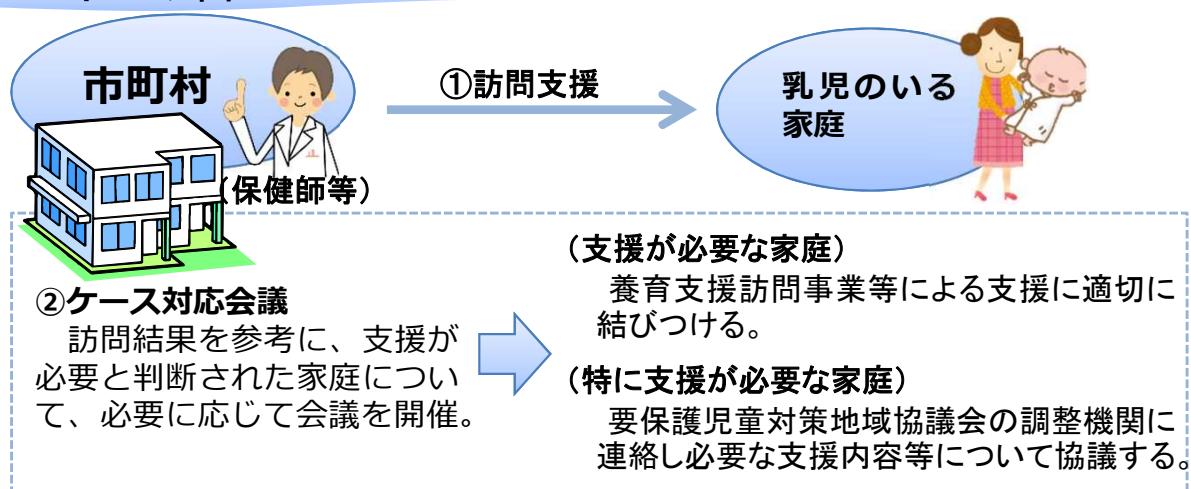
(2) 訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

(3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

## 3. 実施率の推移



## 4. イメージ図



# 養育支援訪問事業（概要）

## 1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

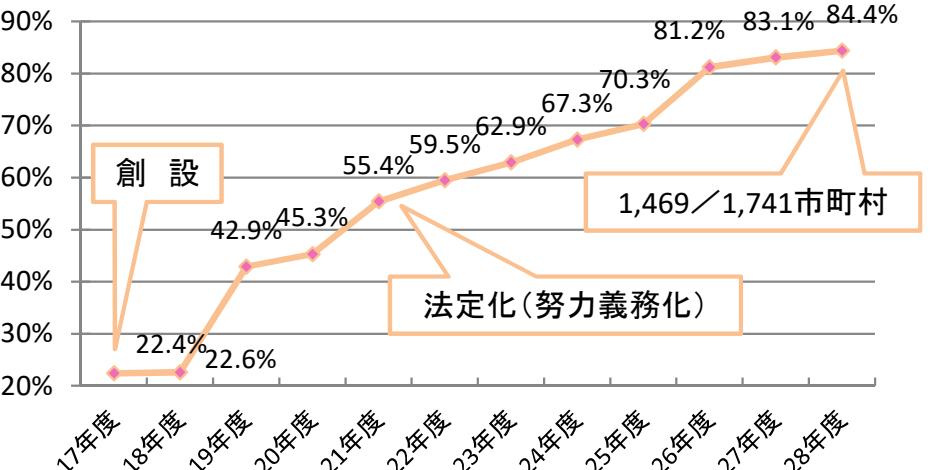
（児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業）

## 2. 事業の内容

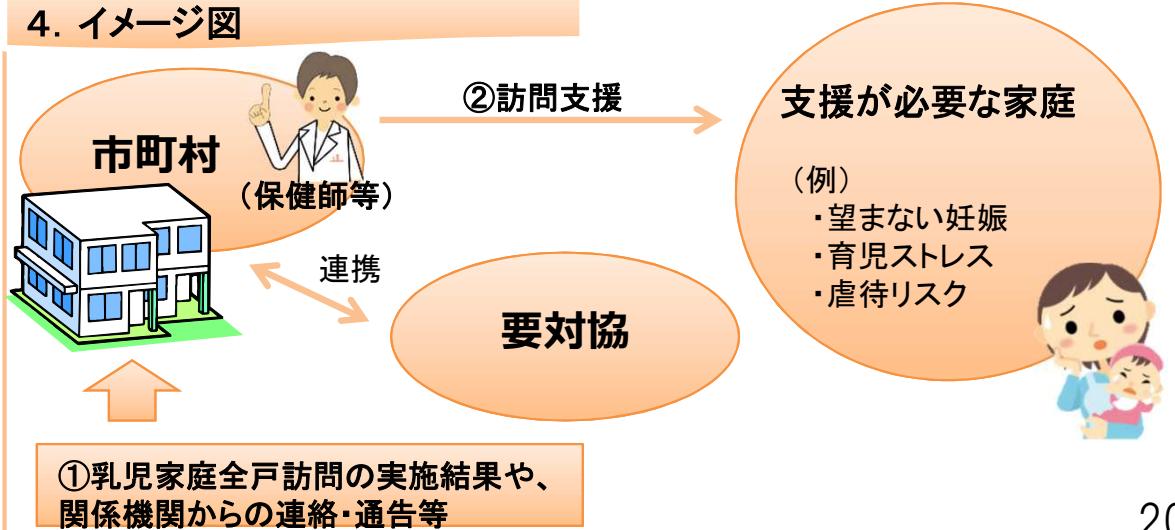
内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金  
補助率：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

- 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。
  - (1)妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
  - (2)出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
  - (3)不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
  - (4)児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。
- 訪問支援者（事前に研修を実施）
  - ・専門的相談支援…保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
  - ・育児・家事援助…子育て経験者、ヘルパー等

## 3. 実施率の推移



## 4. イメージ図



# 児童相談所全国共通ダイヤル(189)について

## 共通ダイヤルについて

- 平成27年7月1日から、虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時や子育てに悩んだ時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談できるよう、児童相談所全国共通ダイヤルを覚えやすい3桁番号(189 いち・はや・く)にし、広く一般に周知。新たな3桁番号としては15年振り。  
※ 「児童相談所全国共通ダイヤル」は、平成21年10月1日から10桁番号(0570-064-000)で運用開始。

## 仕組み

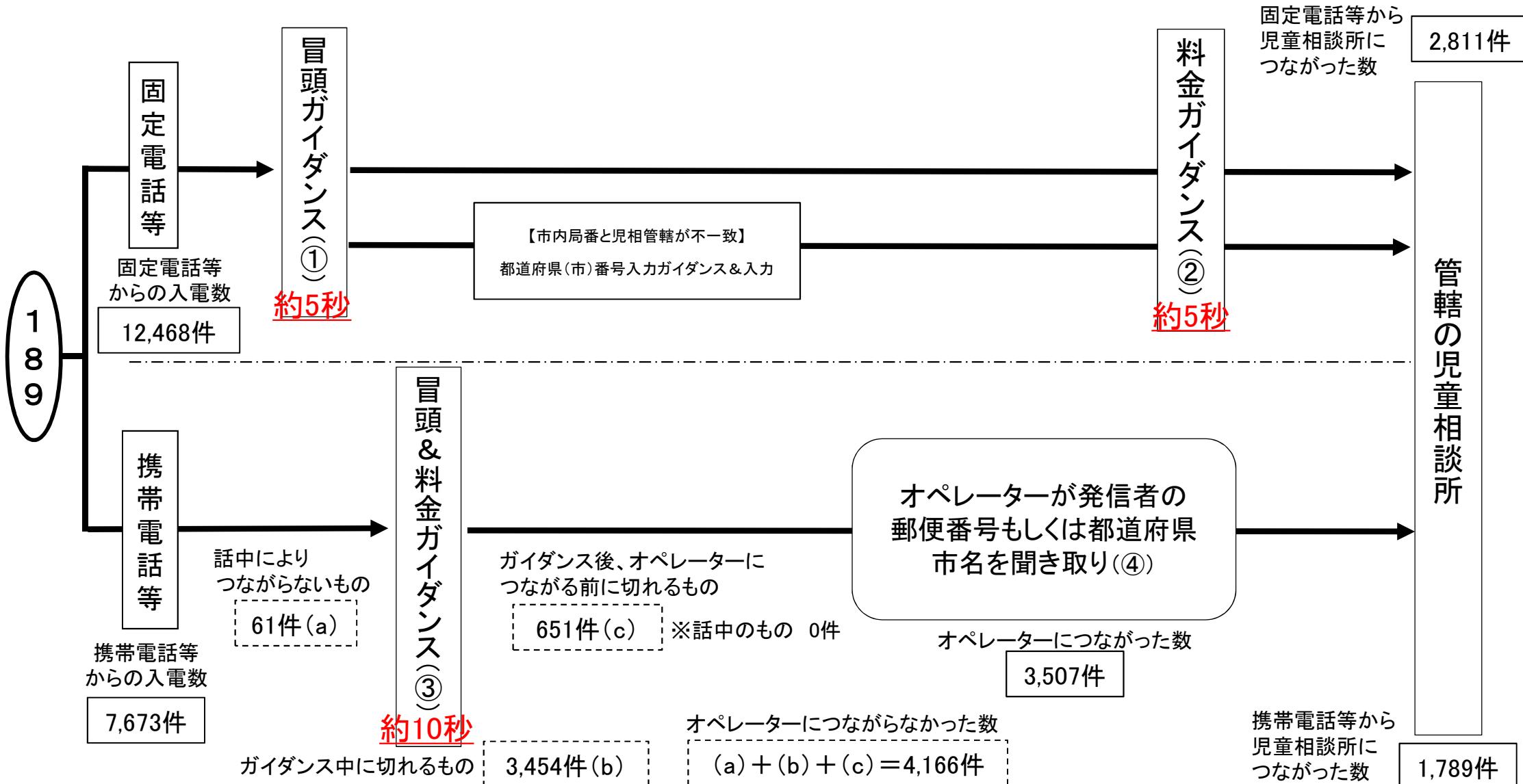
189実施前 (21年10月～27年6月)	189実施後 (27年7月～)
<u>10桁番号</u> (0570-064-000)	→ <u>3桁番号</u> (189)
<u>未運用の児童相談所あり</u>	→ <u>全ての児童相談所で運用</u>
<u>一部児童相談所で夜間休日対応できず</u> (警備員等が対応)	→ <u>虐待通告等緊急相談について 24時間365日対応</u>  → <u>相談に対応できる職員が対応</u> ※『相談に対応できる窓口へ自動転送』、 『相談に対応できる窓口を音声案内』含む

- ・ 児童虐待通告だけでなく子育てに関する悩み相談など、幅広く対応。
- ・ 発信した電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄の児童相談所につながる仕組み。  
※ 携帯電話等でかけた場合には、コールセンターにつながり、オペレーターが対応する仕組み。
- ・ 児童相談所に接続された後の通話は有料 (固定電話の場合 8.5円／3分 携帯電話の場合 90円／3分)  
※ 児童相談所につながるまで、料金は発生しない(固定電話)。※ 金額は代表例。距離等により異なる。

## 平成28年4月以降の改善内容

- 音声ガイダンスの短縮等の改善を実施し、189にかけてから児童相談所に電話がつながるまでの平均時間が約70秒から約30秒へ短縮。接続率も改善前(平成28年3月以前)と比較して向上。  
※平成27年7月～平成28年3月までの平均接続率:11.4% → 平成28年4月～平成30年1月の平均接続率:19.9%
- 発信者の利便性向上を図るため、郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーターが対応する仕組みを平成30年2月から運用開始。

# 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の接続フロー（平成30年5月分）

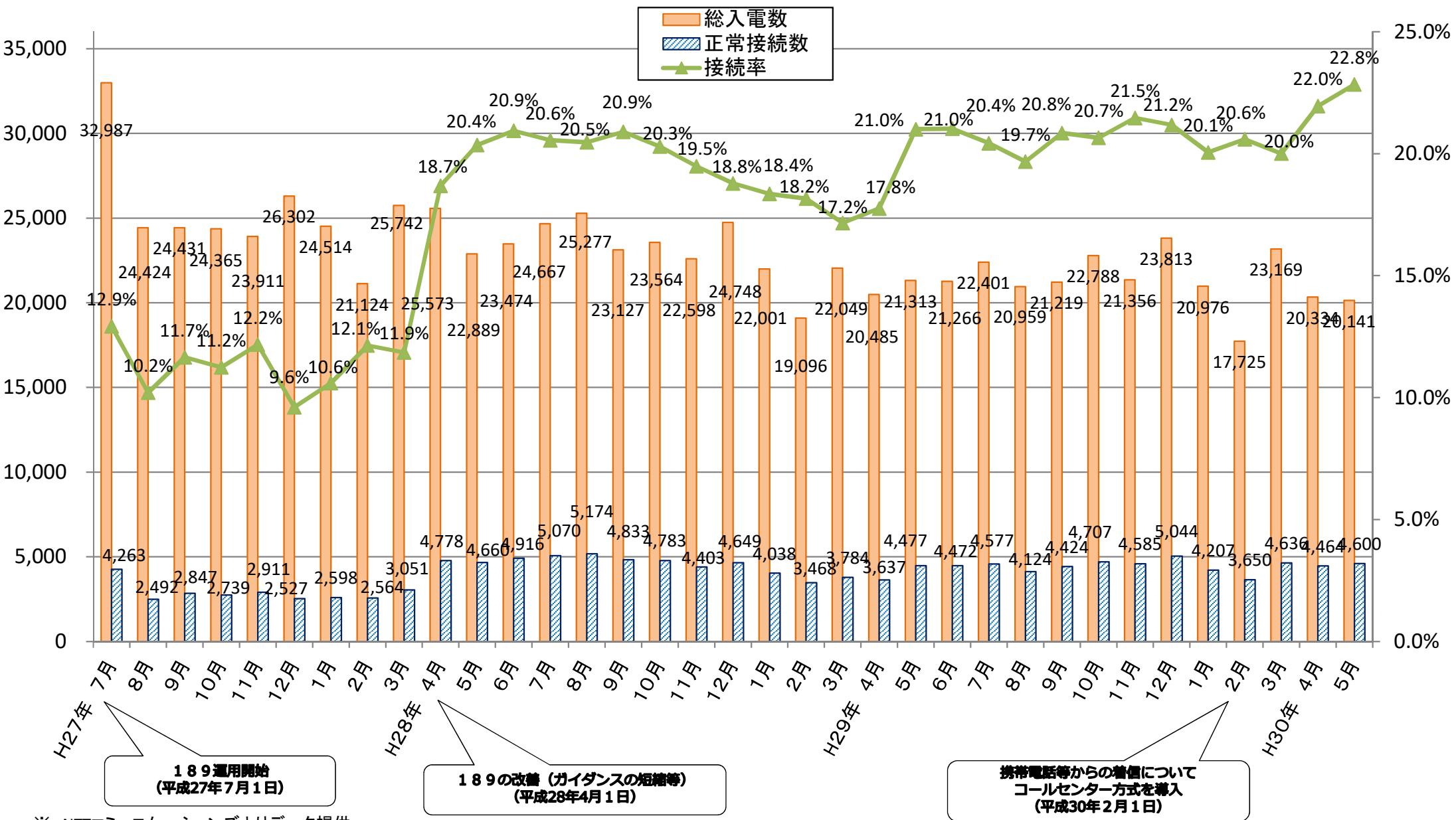


## (ガイダンス及び案内の内容)

- ① こちらは児童相談所全国共通ダイヤルです。
- ② この通話は〇秒ごとに、およそ〇円でご利用いただけます。
- ③ こちらは児童相談所全国共通ダイヤルです。この通話は〇秒ごとに、およそ〇円でご利用いただけます。
- ④ 児童相談所全国共通ダイヤルです。最寄りの児童相談所の担当者にこの通話をおつなぎしますので、お住まいの場所の郵便番号を教えていただけますでしょうか。  
(郵便番号がわからない場合)それでは町名まで結構ですので、ご住所を教えていただけますでしょうか。  
担当の児童相談所にお電話をおつなぎしますのでこのままお待ちください。

※携帯電話等からの着信については、平成30年2月からコールセンター化。

# 児童相談所全国共通ダイヤル（189）の入電数及び接続率の推移



# 平成29年度に全国配布する広報・啓発物品について

- 厚生労働省において、**ポスター、リーフレット等の各種広報・啓発物品を作成し、全国の自治体、関係府省庁及び関係団体等に配布。**
- 29年度は**児童相談所全国共通ダイヤル「189」をデザインしたふせん（ポストイット）を作成、配布（約11万枚）。**



児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。



☆広報啓発用ポスター（B2サイズ）  
約12万枚配布

※ このほか、リーフレット（A4サイズ、デザインはまちかどポスターと概ね同一）約190万枚についても配布。

児童虐待とは…？

身体的虐待  
殴る、蹴る、蹴り、叩き落とす、激しく顎さぶる、やけどを食わせる、溺れさせるなど

性的虐待  
子どもの性的行為、性的行動を見せる、ボルノグラフィの撮写像にするなど

心理的虐待  
言葉による脅し、罵撃、さううだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など

子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか？

子どもについて  
・いつも子どもの泣き声や寝静めの恐怖を挙げる  
・不衛生な着衣や髪型をこなす  
・衣服や髪型がいつも汚れている、髪を巻きながら乱雑である  
・髪の毛が少なくて人前に出している  
保護者について  
・抱きなど口交がなく直立している  
・小さい子どもをあいだまで外で歩いている  
・子どもの寝静めで寝泊め、寝転んでる  
・子どものけがについて不自然な説明をする

子どもを優やかに育むために  
～愛の離ゼロ作戦～

子育てに体調や腰痛で困らない  
①子どもが弱い原因を持つつSOSを伝えられない  
②離乳食のイラクをグールドウ  
③離乳食がSOSを出そう  
④子どもの気持ちを守る  
⑤子どもの気持ちを守る



☆まちかどポスター（A3サイズ）  
約29万枚配布

# 要保護児童対策地域協議会の概要

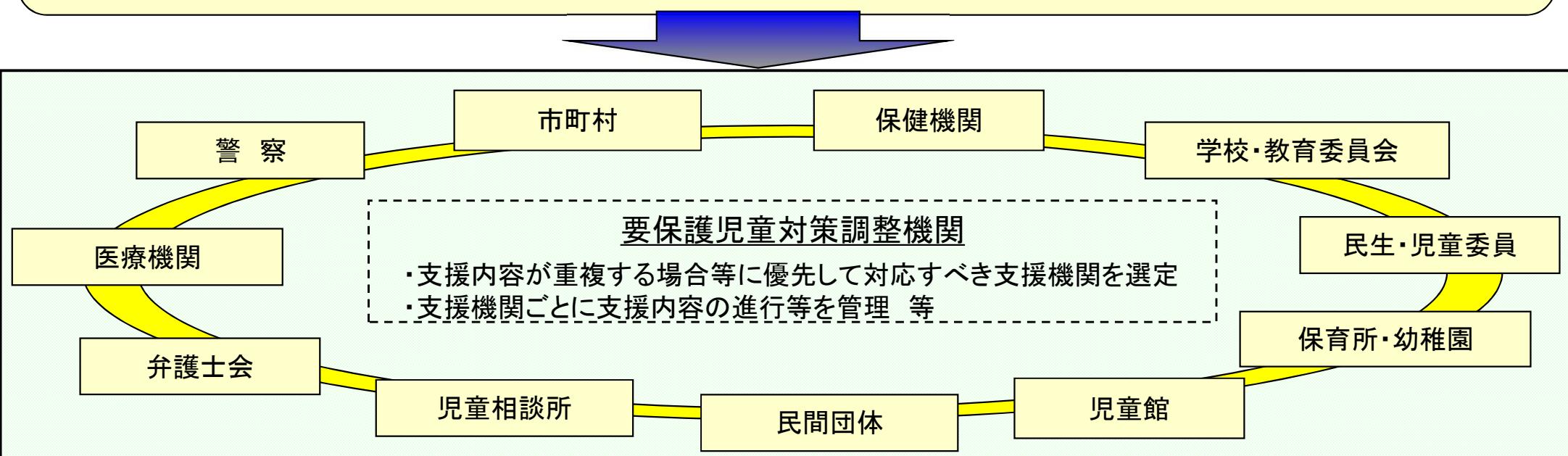
## 果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るために、

- ・関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置している市町村数(※)		1,726(99.1%)	1,727(99.2%)	1,735(99.7%)
登録ケース数(うち児童虐待)		191,806(92,140)	219,004(97,428)	260,018(101,807)
職員数 調整機関	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,800	1,663	1,944
	② その他専門資格を有する職員	3,873	3,403	3,119
	③ ①②以外の職員(事務職等)	3,647	2,967	2,727
	④ 合計	9,320	8,033	8,235

※平成27、28年度:4月1日時点 平成29年度:2月時点

【出典】平成27,28年度:厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成29年度:厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

# 要保護児童対策地域協議会の構成機関

<平成29年4月1日時点、複数回答可>

区分	合計	比率	区分	合計	比率
要保護児童対策地域協議会	1,735	—	行政機関	児童館	357 20.6%
児童福祉主管課	1,288	74.2%		放課後児童クラブ	406 23.4%
母子保健主管課	1,197	69.0%		利用者支援事業所	286 16.5%
児童福祉・母子保健統合主管課	583	33.6%		地域子育て支援拠点	418 24.1%
福祉事務所 (家庭児童相談室)	813	46.9%		乳児院	127 7.3%
保健センター	872	50.3%		児童養護施設	370 21.3%
教育委員会	1,673	96.4%		情緒障害児短期治療施設	42 2.4%
保健所	1,333	76.8%		児童自立支援施設	38 2.2%
児童相談所	1,669	96.2%		児童家庭支援センター	220 12.7%
障害福祉主管課	1,132	65.2%		障害児施設	142 8.2%
警察署	1,660	95.7%		配偶者暴力相談支援センター	159 9.2%
法務局	721	41.6%		その他	238 13.7%
家庭裁判所	94	5.4%		医師会(産科医会及び小児科医会を除く)	1,019 58.7%
その他	565	32.6%		産科医会	85 4.9%
病院・診療所	921	53.1%	関係団体	小児科医会	88 5.1%
小児科	597	34.4%		歯科医師会	428 24.7%
産科・産婦人科	258	14.9%		看護協会	22 1.3%
精神科	236	13.6%		助産師会	40 2.3%
歯科	294	16.9%		P T A全国協議会	176 10.1%
その他診療科	407	23.5%		弁護士会	161 9.3%
保育所	1,448	83.5%		社会福祉協議会	965 55.6%
幼保連携型認定こども園	675	38.9%		民生児童委員協議会	1,606 92.6%
幼稚園	1,051	60.6%		人権擁護委員	1,094 63.1%
小学校	1,517	87.4%		N P O法人	202 11.6%
中学校	1,493	86.1%		里親会	72 4.1%
特別支援学校	417	24.0%		学識経験者	157 9.0%
				その他	402 23.2%

# 児童相談所運営指針（抄）

## 第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

### 第2節 相談の受付と受理会議

#### 6. 他の児童相談所へのケース移管及び情報提供

支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、法第25条等に基づき、転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うなど、転出先の児童相談所と十分に連携を図ることが必要である。

具体的には、全国児童相談所長会において、被虐待等のケースを対象とした「被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供に関する申し合わせ（平成19年7月12日付け19全児相第7号）」を策定し、運用しているところであり、この申し合わせも踏まえ、以下のとおり対応する。

##### (1) 転居に伴うケース移管及び情報提供

###### ア ケース移管

ケース移管とは、居住地を管轄する児童相談所が援助を実施している間に、ケースが当該児童相談所の管轄区域外に転居した場合、援助方針が決定していない「継続調査」中のケースや「児童福祉司指導」及び「継続指導」中のケースに関する児童相談所間の公式な引継事務のことである。

###### (ア) 移管の事前協議

移管を行う場合、移管元の児童相談所は援助方針会議等で、組織として方針を確認し、速やかに移管先の児童相談所と事前協議を行うこと。

###### (イ) 移管の期限

速やかに地域関係機関のネットワークによる援助体制を確保し、援助の隙間が生じないようにするため、転居が確認された時から遅くとも1ヶ月以内にケース移管を完了すること。

###### (ウ) 移管後の援助方針

ケース移管後の当面の援助方針は、児童相談所間の認識の差をなくす観点から、移管先の児童相談所は、移管手続き完了後、少なくとも1ヶ月間は移管元の児童相談所の援助方針を継続すること。1ヶ月を経た時点で、移管先の児童相談所は新たな環境下の家族状況等をアセスメントし、援助方針を継続するか否かを判断すること。

###### (エ) 移管の取扱い

移管を受けた児童相談所は、児童福祉法第25条第1項の「通告」に代わるものとして取り扱うこと。

## イ 情報提供

情報提供とは、当該児童相談所の援助により状況の改善が図られ終結したが、ケースが管轄区域外に転居したことによ伴い、今後虐待が再発する可能性等から転居先の児童相談所への情報の引き継ぎを行うことである。

### (ア) 情報提供の事前協議

情報提供を行う場合は、援助方針会議等で方針を確認した後、速やかに移管先の児童相談所と事前協議を行うこと。

### (イ) 情報提供を行う児童相談所の留意点

情報提供する場合には、なぜ移管ではなく、情報提供として申し送るのかについて、過去の情報だけでなく、直近の家族状況等の情報も含めた資料を作成する。

### (ウ) 情報提供を受ける児童相談所の留意点

情報提供を受け付けた場合、当該家庭についての相談・通告等があった場合に、直ちに情報提供書類等を活用できるように情報管理を行うこと。

また、受付ける際には必ず「緊急受理会議」を開催し、情報提供の内容から「通告」として取り扱う必要があるかどうかを組織的に協議し、判断すること。

## (2) 移管及び情報提供の判断の目安

移管及び情報提供の判断の目安については、「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート（以下「アセスメントシート」という。）」の基準に準拠して以下のように実施する。

### ア アセスメントシートの①から⑤に該当する場合

①から⑤に該当する場合は、緊急性が高いことから移管元の児童相談所職員が直接出向いて事前説明・協議を行い、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施するなどの方法により、引継ぎを行うこと。遠隔地の場合は文書による移管を行うことになるが、必要な情報が適切に提供できるよう、電話による協議等を活用して、遺漏のないように努める。

### イ アセスメントシートの⑥から⑦に該当する場合

⑥から⑦に該当する場合は、虐待が潜在化している可能性があり、文書による移管を行うこととする。ただし、ケースの特性や児童相談所間の距離等を勘案して、可能な限り丁寧な引継ぎを行うこと。

### ウ アセスメントシートの⑧に該当する場合

⑧に該当する場合は、虐待予防のために、必要に応じて当該家族への援助につなげるよう文書により「情報提供」を行う。ただし、転居先の住所地を管轄する児童相談所の直接的な援助が必要な場合には「移管」としての手続きを行うこと。

アセスメントシートに準拠した「移管」「情報提供」の判断は目安であり、移管元の児童相談所は、「移管」とするか、「情報提供」とするかについて、個援助経過等の実態を踏まえて判断すること。

# 「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」（「子ども虐待対応の手引き」抜粋）

別 紙

## 第5章

### (4) 情報評価（アセスメントシートを用いた判断）

①表5－1の第①～③群のいずれかで「はい」がある時 →直ちに一時保護を検討する必要がある。

②表5－1の第④群に該当項目があり、かつ第⑤群にも該当項目がある時→ 次の虐待が発生しないうちの保護を検討する必要がある。

**表5－1 一時保護決定に向けてのアセスメントシート（抜粋）**

① 当事者が保護を求めている？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・ 子ども自身が保護・救済を求めている      ・ 保護者自身が子どもの保護を求めている	
② 当当事者の訴える状況が差し迫っている？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・ 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど      ・ このままでは「何をしてかすか分からない」「殺してしまいそう」などの訴えなど	
③ 既に虐待により重大な結果が生じている？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・ 性的虐待(性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患)      ・ 外傷      ・ ネグレクト(例:栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否)	
④ 次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・ 乳幼児      ・ 生命に危険な行為(例:頭部打撲、顔面攻撃、首締め、シェーキング、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる) ・ 性的行為に至らない性的虐待	
⑤ 虐待が繰り返される可能性が高い？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・ 新旧混在した傷、入院歴      ・ 過去の介入(例:複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、きょうだいの虐待歴)      ・ 保護者に虐待の認識なし ・ 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱	
⑥ 虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・ 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安      ・ 面接場面での様子(例:無表情、表情が暗い、鬱的体の緊張、過度のスキンシップを求める) ・ 虐待に起因する身体的症状(例:発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛)	
⑦ 保護者に虐待につながるリスク要因がある？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・ 子供への拒否的感情・態度      ・ 精神状態の問題      ・ 性格的問題      ・ アルコール・薬物等の問題      ・ 公的機関からの援助に対し拒否的 ・ 家族・同居者間での暴力(DV等)、不和	
⑧ 虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・ 虐待以外による子どもの生育上の問題      ・ 子どもの問題行動      ・ 保護者の成育歴      ・ 養育態度・知識の問題      ・ 家族状況	

# 児童虐待事例の児童相談所間(都道府県等をまたぐ分)のケース移管状況(平成29年度)

## 1. 移管ケースと引き継ぎの方法

	移管元の援助内容				計
	一時保護中	施設入所中	児童福祉司指導中	継続指導中	
書類で移管	33	59	28	480	600
出向いて移管	245	126	128	385	884
迎えに来て移管	33	2	4	9	48
計	311	187	160	874	1,532

## 2. 「書類で移管」の内容

	移管元の援助内容				計
	一時保護中	施設入所中	児童福祉司指導中	継続指導中	
緊急性が高いと判断したケース	4	0	6	53	63
緊急性が低いと判断したケース	29	59	22	427	537
計	33	59	28	480	600

緊急性が高いと判断したケースのうち、「書類」の移管とした主な理由

遠方だったため	13
書類や電話で十分な引き継ぎができたため	47
指針や手引きに必須と書いていなかったため	1
その他	2
計	63

# 児童虐待への対応における警察との情報共有等の徹底について（概要）

(H28.4.1 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

## 1. 警察から児童相談所及び市区町村に対する照会への対応

- 警察は、110番通報等により児童虐待が疑われる情報を把握した場合、児童相談所、市区町村等関係機関に対して、児童に係る過去の対応状況等を照会し、その結果を踏まえて通告の要否を判断。
- 児童相談所及び市区町村は、以下の点に留意しつつ、警察からの照会に適切に対応。
  - ・警察との協議、書面での取決め等による円滑な対応を実施
  - ・子ども・保護者の住所、氏名、110番通報の内容、安全確認時の状況等、警察が保有する情報提供を依頼
  - ・警察からの照会時の情報は、その後の対応に活かすことができるよう保存・整理・管理
  - ・児童虐待に係る対応履歴がある場合は、警察が保有する情報も踏まえて緊急性を判断し、必要に応じて警察と連携して迅速な安全確認を実施

## 2. 児童相談所及び市区町村から警察に対する情報提供等

- 児童相談所及び市区町村が虐待通告・相談等により把握した虐待事案のうち、
  - ① 刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案
  - ② 保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案等

については、子どもの安全を確保するため、迅速かつ確実に警察と情報共有し、必要に応じ援助要請を行うなど連携して対応。

# 児童虐待事案に関する警察との連携状況に関する調査結果【概要】

※都道府県、指定都市、児童相談所設置市を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

## 警察との情報共有の状況（平成30年6月28日現在）

### 【警察との間で情報共有に係る協定等を締結している自治体数】

56／69自治体 (81.2%)

※ 「協定等」には、警察との間で情報共有の方法・範囲等について文書により取り決めを交わしたもので、申合せ、覚書等を含む。

### 【児童相談所が対応している児童虐待ケースの警察への提供範囲】

・全件：4自治体（茨城県、愛知県、高知県、大分県）

　※茨城県及び愛知県は、協定等により全件共有を取り決めている。

　※高知県及び大分県は通知等に基づく運用により全件共有を行っている。

・一部：65自治体（うち協定等あり：53自治体）

#### 《協定等における情報提供の基準例》

○厚生労働省通知と同様の基準を明記：3自治体

- ・刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案に関する情報
- ・保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案に関する情報
- ・児童虐待が疑われる情報を警察が覺知し、児童相談所に照会した際の当該児童に係る過去の取扱状況等に関する情報

○厚生労働省通知と同様の基準の一部を明記：22自治体

○その他の基準：53自治体（上記と重複あり）

- |                         |                            |
|-------------------------|----------------------------|
| ・児童に負傷、著しい発育の遅れが認められる事案 | ・性的虐待が疑われる場合               |
| ・DV被害者と同居している場合         | ・一時保護等家庭からの分離等をした場合、解除した場合 |
- 等

## 児童相談所と警察が実施した合同研修状況

62／69自治体 合計94回（平成29年度中）

※ 合同研修の内容は、立入調査、臨検・捜索のロールプレイ等

※ 実施した62自治体中、最多7回、最少1回

# 児童相談所と警察の児童虐待事案に関する全件情報共有の取組

- 児童相談所と警察の情報共有の状況について調査した結果、児童相談所が受理したすべての児童虐待事案について警察と情報共有していると回答した自治体を対象に、個別ヒアリング調査を実施。

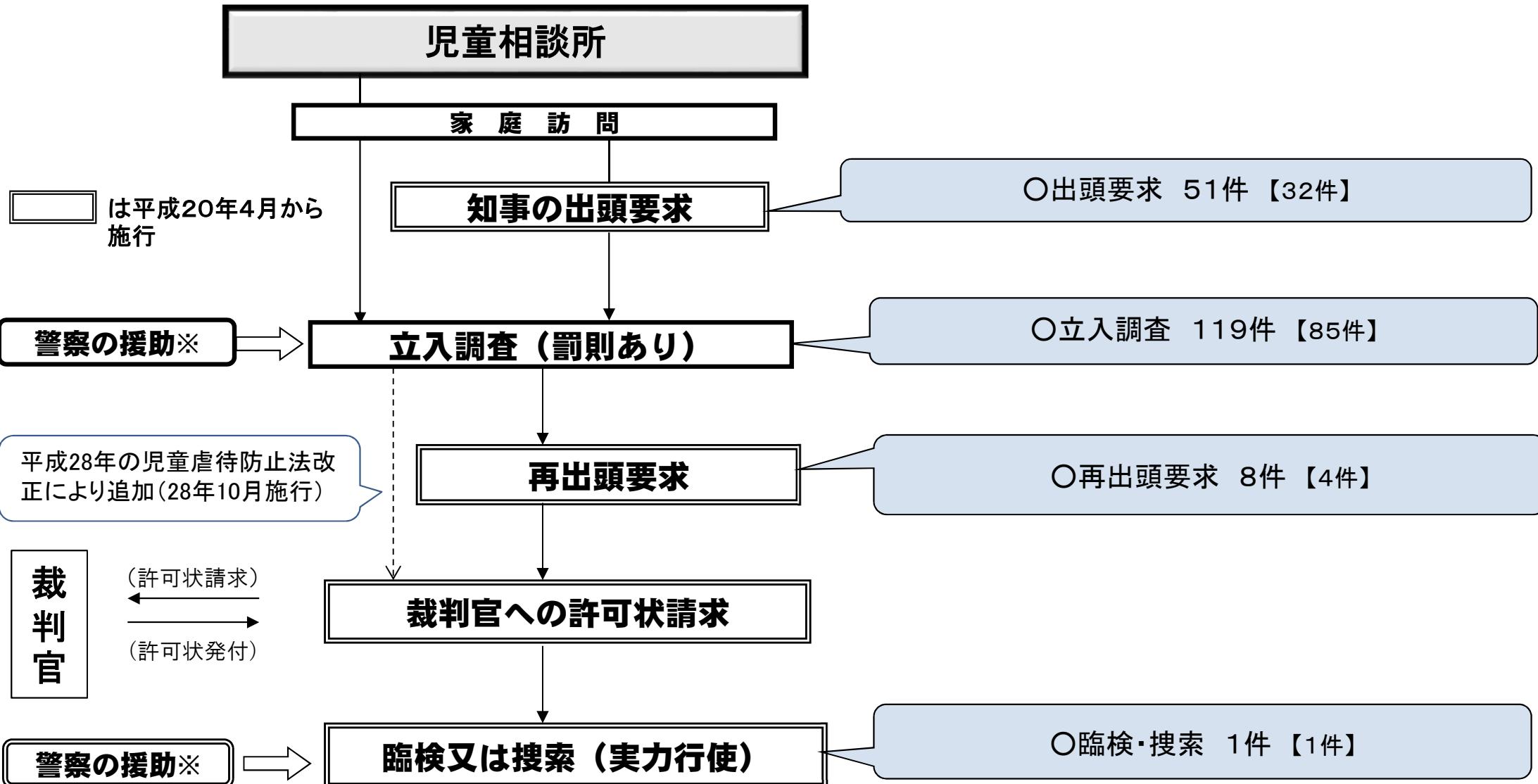
		茨城県	愛知県	高知県	大分県
開始時期・根拠		平成30年1月～ ・覚書・付属文書に基づき実施	平成30年4月～ ・協定、申合せに基づき実施	平成20年4月～ ・死亡事案の再発防止策として運用で実施（明文規定なし）	平成24年4月～ ・虐待死事件を受けて策定した再発防止策に基づき実施
情報提供時期・方法	重篤な事案	・都度個別に情報提供、援助要請等を実施 ※重篤な事案の基準は、覚書の付属文書に規定し、明確化	・都度個別に情報提供、援助要請等を実施 ※重篤な事案の基準は、警察との申合せにより明確化	・都度個別に情報提供、援助要請等を実施 ※重篤な事案の基準に関する明文規定なし	・都度個別に情報提供、援助要請等を実施 ※重篤な事案への対応については、ガイドラインで明確化
	重篤な事案以外	・月1回、前月分を取りまとめて県担当課から警察本部担当課へ情報提供 ・県内ネットワークシステムにより、警察本部担当課へデータを送信 ・警察では受領した情報を県警システムに取り込み、その一部について警察署で閲覧できるようにしている	・月1回、前月分を取りまとめて県担当課から警察本部担当課へ情報提供 ・USBメモリにデータを保存し、媒体を直接手交 ・警察では受領した情報を警察署管轄地域ごとに分割し、各警察署へ提供	(高知市) ・月1回、市の要対協新規ケース連絡会において共有 ・市・児童相談所の全ての新規受理ケース及び継続対応ケースについて、一覧表（紙媒体）で提供し、警察を含む関係機関で進行管理 (全市町村) ※高知市含む ・月1回、児童相談所からケースを管轄する市町村、警察署、県福祉保健所へ郵送により一覧表を提供	・月1回、市町村の要対協実務者会議において共有 ・児相と市町村が受理した全虐待ケースを登載した「共同管理台帳」（紙媒体）により警察を含む関係機関で進行管理 ・継続ケースについても毎月状況を更新し、共有 ※全ての市町村の実務者会議に警察も参加
重篤な事案以外について提供する情報		・子どもの氏名、生年月日、市町村名、状況等 ・各児童相談所が受け付けした全ての虐待案件（警察から通告されたものは除く） ・一覧表をエクセルファイル、PDFファイルに取りまとめ	・子どもの氏名、生年月日、市町村名、受付経路、状況、虐待種別等 ・各児童相談所が受理した全ての児童虐待通告 ・一覧表をエクセルファイルに取りまとめ	・子どもの氏名、生年月日、住所、虐待種別、リスクランク（危険度）等 ・各児童相談所が受理した全ての児童虐待事案（高知市の「新規ケース連絡会」は、中央児童相談所と高知市が受理した全ての児童虐待事案） ・一覧表を紙媒体に出力	・子どもの氏名、生年月日、世帯の状況、支援状況（方針・格付、関係機関の役割分担等） ・各児童相談所、各市町村が受理した全ての児童虐待事案 ・一覧表を紙媒体に出力

# 児童相談所と警察の児童虐待事案に関する全件情報共有の取組（続き）

	茨城県	愛知県	高知県	大分県
メリットを感じていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来懸念されてきたケースワークへの支障や通告・相談数の減少傾向は見られない</li> <li>・児童相談所ごとの情報提供基準の均一化</li> <li>・提供用の一覧簿を児童相談所の児童虐待事案受付簿を兼ねるよう様式を統一したことで、業務負担の増加を低減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の目で確認することにより、早期対応・重篤化防止が図れる</li> <li>・個別状況についての早期の警察への情報提供の意識付けにつながる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要対協の会議の場での情報共有により、支援の進捗状況や評価の見直しについても関係機関と協議して行うことができる</li> <li>・取組開始から約10年経過するが、児童相談所が警察に全件情報提供することで通告をためらうといったクレームや意見は特にない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要対協の場での情報共有により、関係機関相互の役割分担・具体的支援の明確化ができ、支援の漏れ防止、適切な進行管理が図れる</li> <li>・児相が要対協を支援し、市町村における事案の抱え込み防止、関係機関を含めた複数の目による確認を図る</li> </ul>
デメリット・課題を感じていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談対応件数が多い自治体で同様の取組では負担が大きいのでは。 (H28年度中の児童相談所虐待相談対応件数：2,038件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結後、2か月であることもあり、特に問題はない。 なお、事務的には、現状、警察へ提供データの抽出作業を職員が行っており、作業が煩雑である。 (H28年度中の児童相談所虐待相談対応件数：4,297件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待通告件数が多い自治体で同様の取組では負担が大きいのでは。</li> <li>・共有対象のデータは手作業で更新している。 (H28年度中の児童相談所虐待相談対応件数：291件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要対協調整機関における毎月の更新作業が負担 (H28年度中の児童相談所虐待相談対応件数：1,230件)</li> </ul>
警察との連携の強化のための取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、県教育委員会、警察本部の三者による覚書締結</li> <li>・警察と協議により、児童虐待について個別に提供する情報の明確化、全件情報共有を内容とする取扱要領の策定</li> <li>・覚書等策定に当たっての警察本部との継続協議 ⇒個別事案への対応に関する警察との協議・申入れ、警察と合同研修の充実等の機会増加などにつながった</li> <li>・現職警察官・警察官OBの児相への配置等人事交流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所と警察の情報共有・情報の適正管理について協定を締結して明文化</li> <li>・全件情報共有と深刻な児童虐待事案の速やかな情報提供等について申合せ</li> <li>・協定締結に当たっての児童相談所側、警察側それぞれの研修・周知の実施 ⇒個別事案についての早期の情報提供、安全確認のための同行訪問の実施等の連携強化につながった。</li> <li>・検察・警察・児相三機関連携協議会の開催</li> <li>・警察と児相の合同訓練の実施</li> <li>・警察官OBの児相への配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要対協の枠組みを活用し、関係機関がケースの進行管理を行う取組が浸透していることから、警察署と児童虐待対応に関する連携が図られている。</li> <li>・児童相談所と警察の合同研修の実施等により、連携を強化している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の要対協実務者会議を毎月1回行い、警察も含めた関係機関の間の情報交換が円滑に進められ、複数の機関の視点を踏まえた援助方針の決定が行えている</li> <li>・児童相談所と警察本部担当課との連絡会、連携強化研修等の開催</li> <li>・現職警察官（再任用）の配置（中央児相）</li> </ul>

# 平成28年度において実施された出頭要求等について

- 平成20年4月より、児童の安全確認・安全確保の強化の観点から、解錠等を可能とする新たな立入制度等が創設された。平成28年度の実施状況は以下のとおり。



# 児童相談所における安全確認を行う際の 「時間ルール」の設定状況について

## 趣 旨

- 平成19年1月の「児童相談所運営指針」の見直しにより、児童相談所に虐待通告がなされた際の 安全確認を行う時間ルールについて「48時間以内とすることが望ましい」と定められるとともに、各自治体ごとに安全確認を行う際の所定時間を設定することとされた。

### (参考)児童相談所運営指針(抄)

安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

## 現状等

- 平成29年4月1日現在の「時間ルール」の設定状況は以下のとおり。

【設定自治体数】 69自治体(設定率100%)

【設 定 時 間】 48時間以内:64自治体

24時間以内: 5自治体(群馬県、福井県、鳥取県、長崎県、堺市)

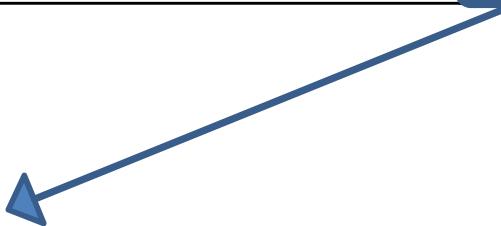
# 児童虐待事例の安全確認の現状(平成29年度)

## 48時間以内の安全確認の状況

虐待通告全件数(子ども数)	138, 183
---------------	----------



48時間以内に現認できた子ども数	124, 757
48時間以内に現認できなかった子ども数	13, 426



## 現認できなかった子どもについて立入調査を実施しなかった主な理由や安全確認方法

- ・ 児童の特定に至らなかった。
- ・ 目視後、虐待ではないと判断した。
- ・ その後も調査を継続し、家庭訪問や面接等により子どもの安全を確認することができた。
- ・ 緊急性のない通告(世帯状況は通告前から児童相談所も把握していた、通告対象児童のきょうだい、警察からのDV通告など)であったため、48時間以降に現認を行った。
- ・ 入国管理局へ調査依頼し、回答を待ったため。

# 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第69号)の概要

(平成29年6月14日成立・6月21日公布)

## 改正の趣旨

虐待を受けている児童等の保護を図るために、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができるとしている等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

※ 平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)の附則において、施行後速やかに裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨とされている。

## 改正の概要

### 1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）

- ① 里親委託・施設入所の措置の承認(児童福祉法第28条)の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合(在宅での養育)においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

### 2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）

- 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。

### 3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）

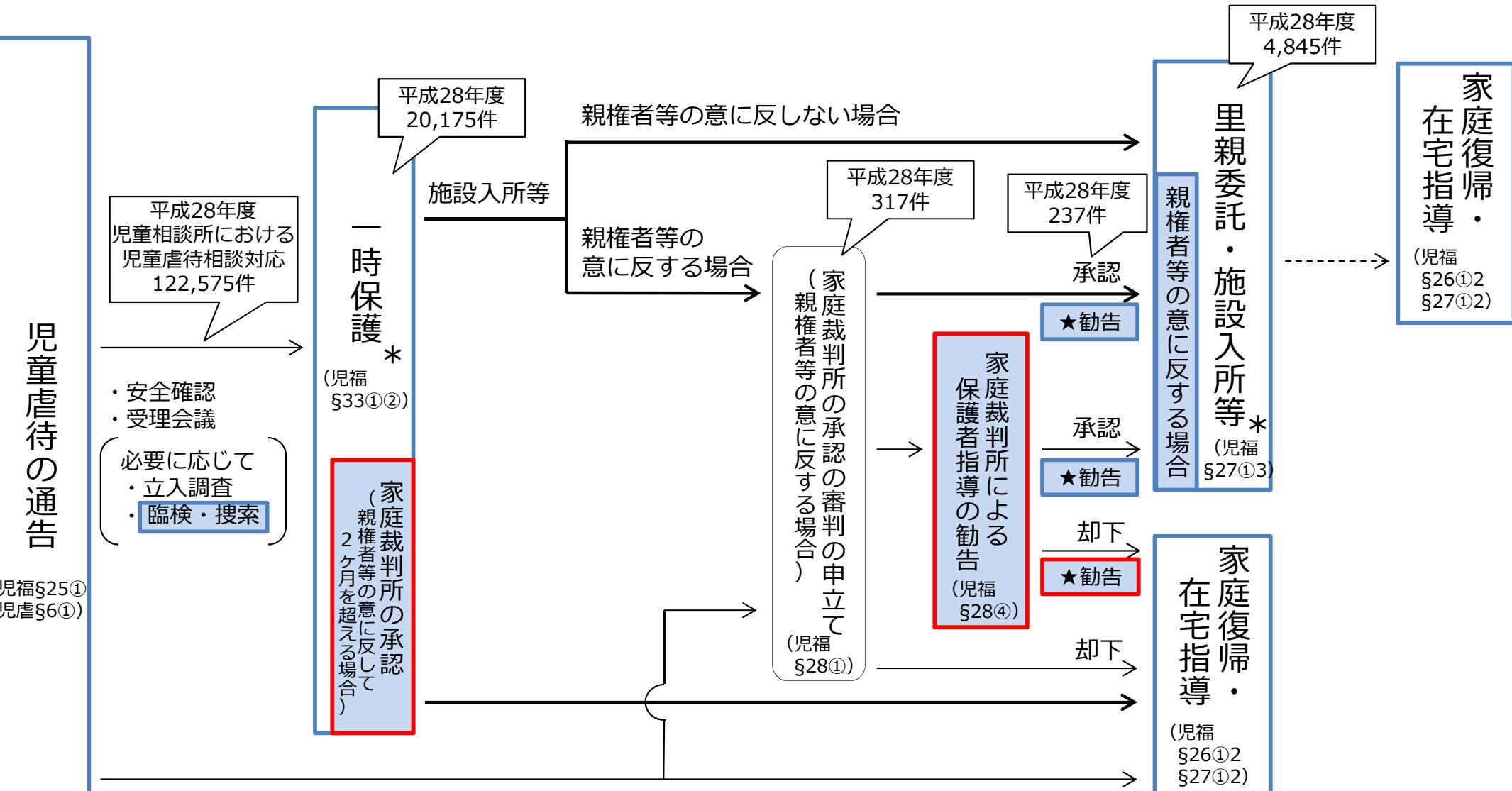
- 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

### 4. その他所要の規定の整備

## 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(平成30年4月2日)

## 児童虐待対忾の基本的な流れ（改正後イメージ）



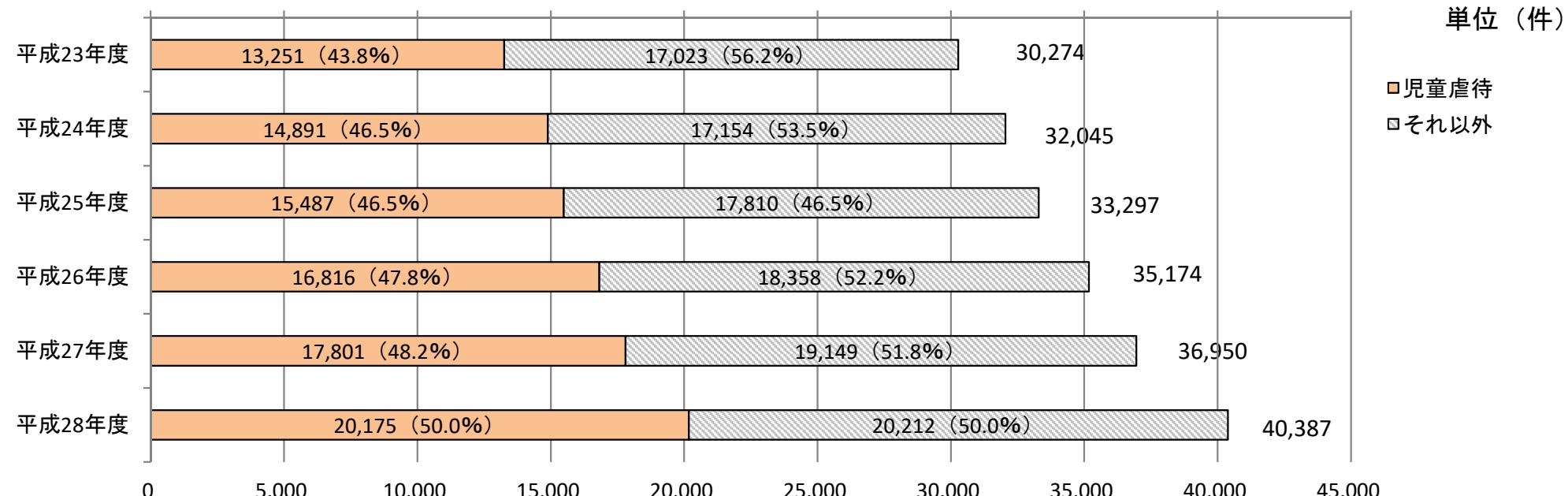
\*一時保護又は里親委託・施設入所等の措置が採られている場合、必要に応じて
 

- ・面会・通信制限（児虐§12①）
- ・接近禁止命令（児虐§12の4①）を実施

 （今回改正により、一時保護、親権者等の意に反しない施設入所等の措置の場合にも接近禁止命令の対象を拡大）

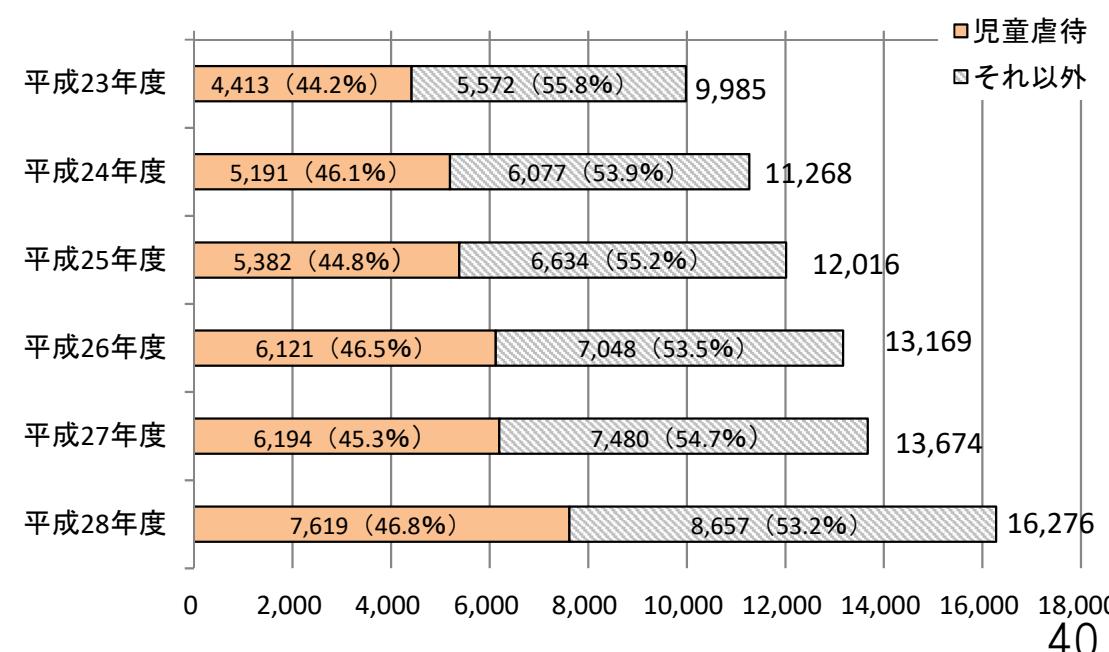
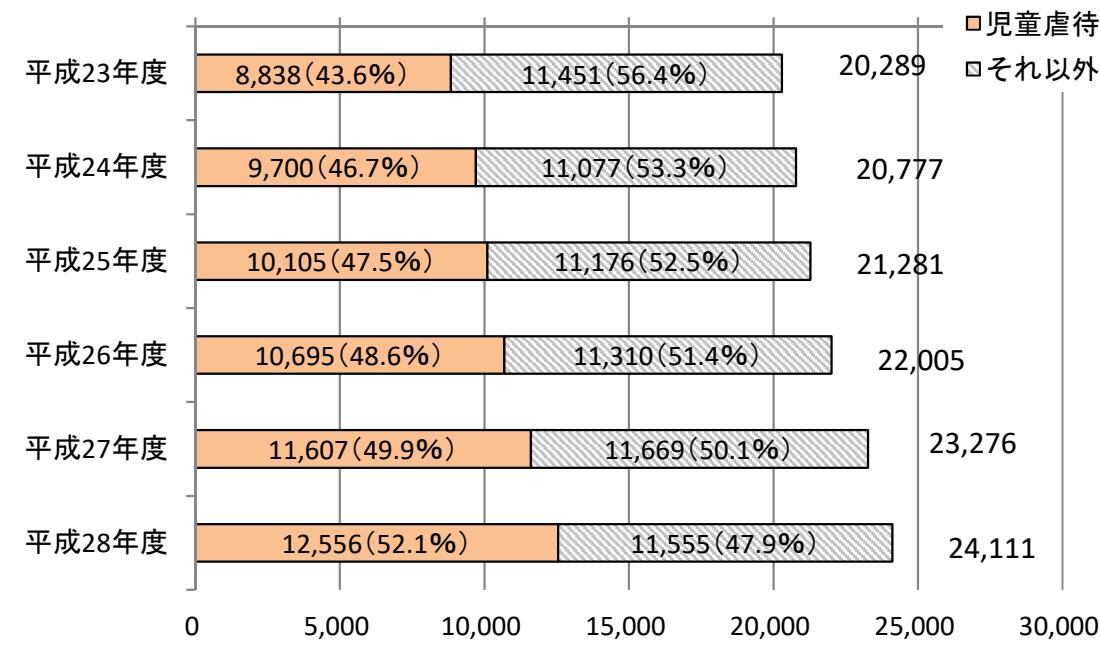
- ：裁判所が関与
- ：今回改正により裁判所の関与を導入
- ★：勧告は必要に応じて実施（任意）

# 一時保護の状況



一時保護所への一時保護

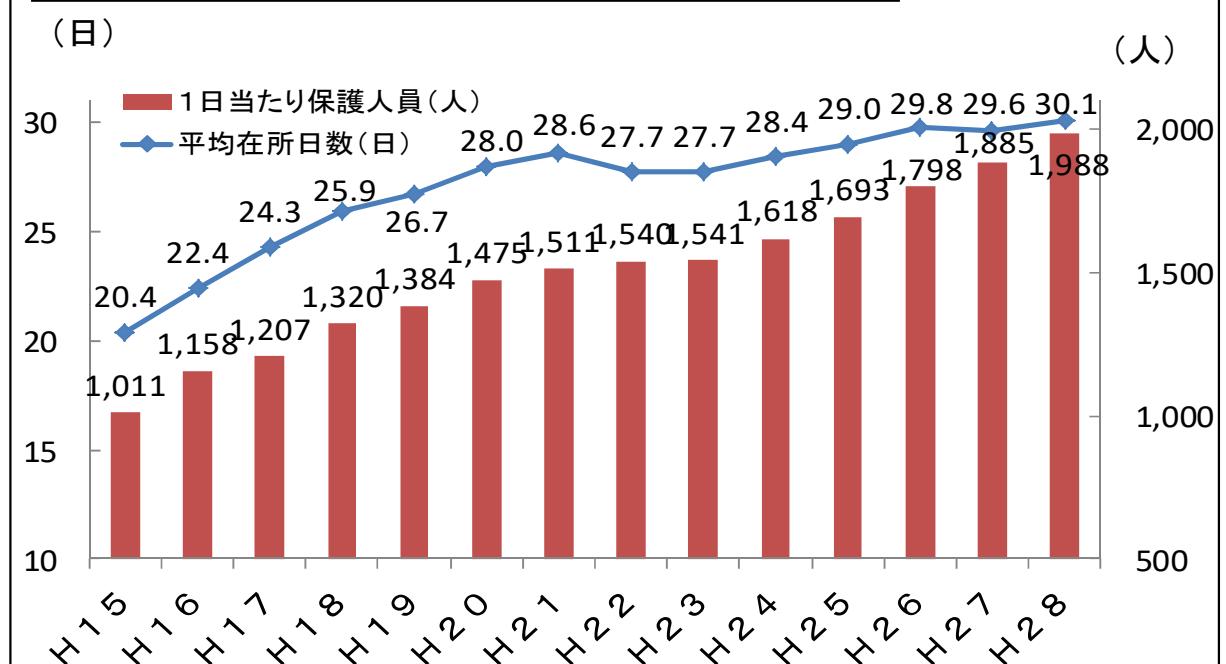
児童福祉施設等への一時保護委託



# 一時保護所の現状について

## 1日当たり保護人員及び平均在所日数

- 保護人員、平均在所日数ともに増加傾向

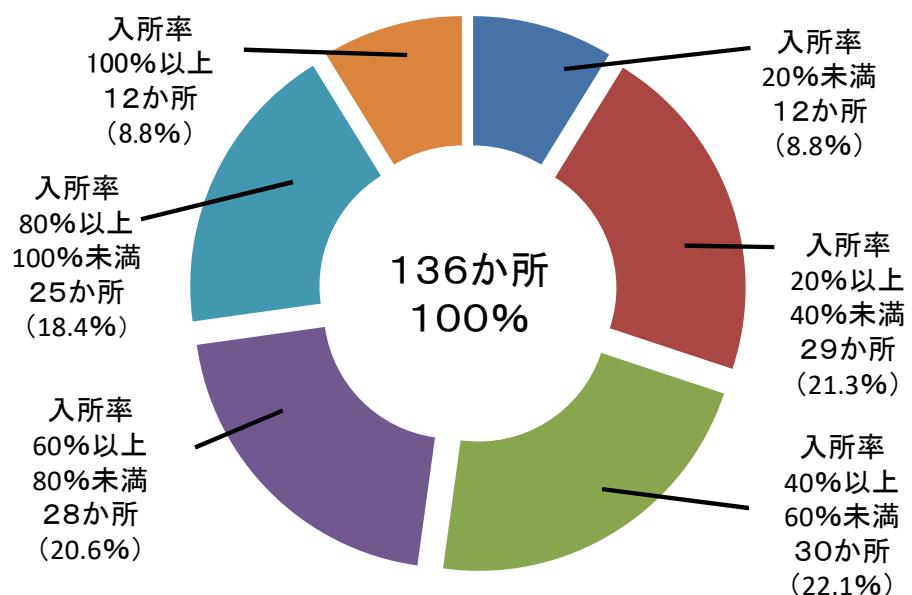


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

【出典】福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)

## 年間平均入所率

- 年間平均入所率は保護所により様々



※H28.1～12の一時保護所(136カ所)の平均入所率

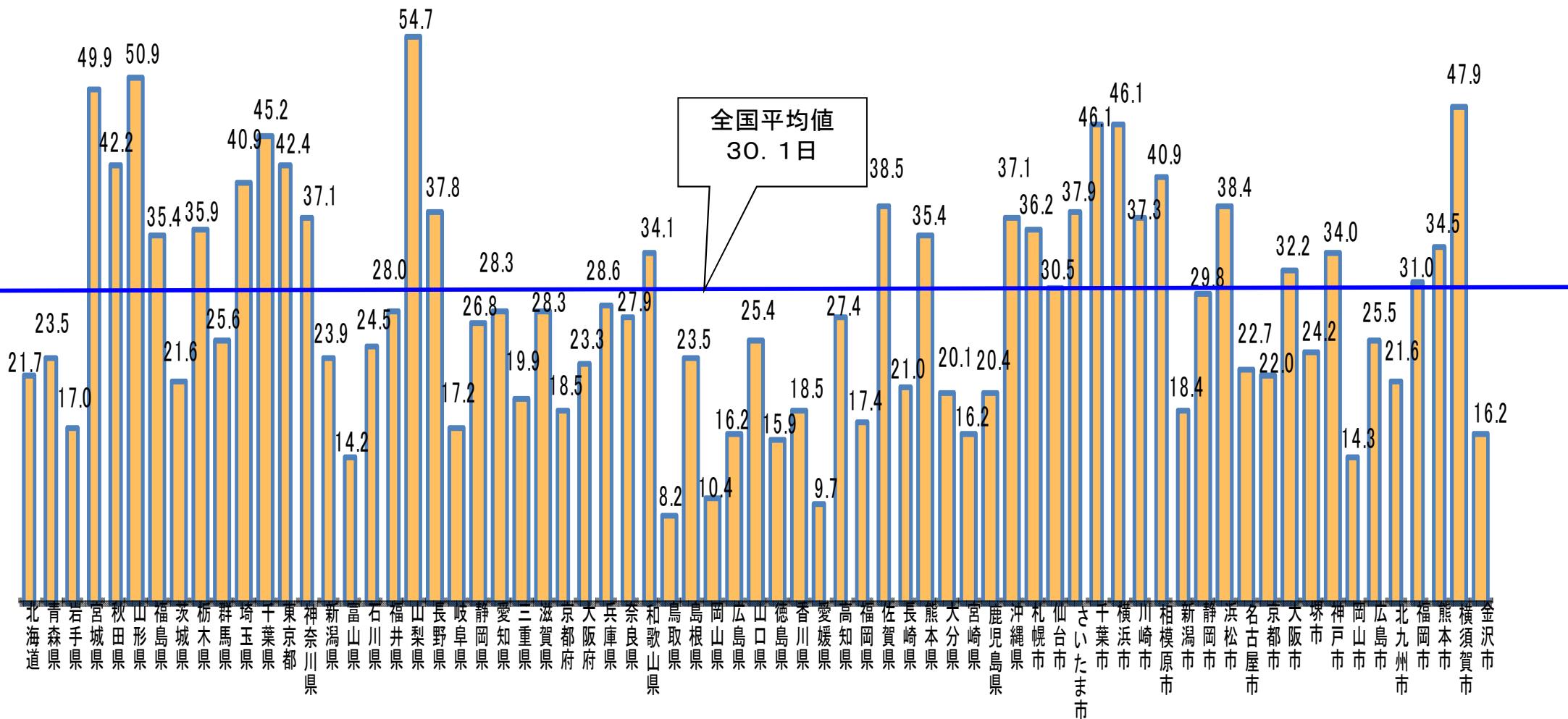
【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

# (参考)一時保護所での平均在所日数(都道府県別)

○ 平均在所日数 = 年間延日数／年間対応件数

○ 全国平均値 : 30.1日 (前年度平均値 : 29.6日)

(参考)一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



【出典】 福祉行政報告例[平成28年度]

## 家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト

(「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」  
(平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号)別表)氏名  
( )再統合対象者  
( )

記入日( 年 月 日)

		チェックの視点	チェック項目（該当欄に○をつける）	はい	ややはい	いやえ	いいえ	不明	特記事項
経過	1	交流状況	面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である						
	2	施設等の判断	施設、里親等が家庭引取りを進めることができると考えている						
子ども	3	□乳児非該当 家庭復帰の希望	家庭復帰を望んでいる（真の希望でない場合は●）						
	4	保護者への思い、愛着	保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接觸ができる						
	5	健康・発育の状況	成長・発達が順調である						
	6	対人関係、情緒の安定	□乳児非該当 対人関係や集団適応に問題はなく、情緒面は安定している ----- □乳児項目 主たる保育者との関係において問題はなく、情緒面は安定している						
	7	□乳児非該当 リスク回避能力	虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる						
保護者	8	引取りの希望	家庭引取りを希望している（真の希望でない場合、依存的要素を含む強すぎる希望は●）						
	9	虐待の事実を認めていること	虐待の事実を認め、問題解決に取り組んでいる						
	10	子どもの立場に立った見方	子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てができる						
	11	衝動のコントロール	子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる						
	12	精神的安定	精神的に安定している（必要に応じて医療機関とのかかわりがもてる）						
家庭環境	13	養育の知識・技術	子どもの年齢、発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる						
	14	関係機関への援助関係構築の意思	児童相談所や地域の関係機関と良好な相談関係が持て、適宜必要な援助が求められる						
	15	地域、近隣における孤立、トラブル	近隣から必要なときに援助が得られる						
	16	親族との関係	親族から必要なときに援助が得られる						
	17	生活基盤の安定	経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている						
地域	18	子どもの心理的居場所	家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある						
	19	地域の受け入れ体制	公的機関等による支援体制が確保されている						
	20	地域の支援機能	支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行える						
評価		A 家庭復帰を進める B 家庭復帰に課題あり C 家庭復帰は不可（B、Cの場合、その理由を記入）							

# 一時保護ガイドライン（概要）

<平成30年7月6日発出>

## I ガイドラインの目的

- 一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するため、また、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るために行われるもの。
- しかしながら、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分にできていないことや、ケアに関する自治体間格差、学習権保障の観点からの問題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘されている。
- 平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）により、子どもが権利の主体であること、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。また、「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月2日）においても、一時保護の見直しの必要性が提示された。
- 子どもを一時的にその養育環境から離す一時保護中においても、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。このため、本ガイドラインは、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示す。

## II 一時保護の目的と性格

### 1 一時保護の目的

児童福祉法に基づく一時保護の目的（子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため）及び一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要があることを記載。

### 2 一時保護の在り方

- 一時保護期間中は子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援を検討する期間となる。
- 一時保護を行うに当たっては、子どもや保護者の同意を得るよう努める必要があるが、子どもの安全確保が必要な場合は、子どもや保護者の同意がなくとも躊躇なく保護を行うべきである。
- 一時保護の有する機能として、子どもの安全確保のための「緊急保護」と子どもの心身の状況等を把握するために行う「アセスメント保護」がある。このほか一時保護の機能として、短期間の心理療法、カウンセリング等を行う短期入所指導がある。
- 一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

## ① 緊急保護

虐待等により子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合等、子どもの安全を確保するために行う。子どもの自由な外出を制限する環境で保護する期間は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討する。

## ② アセスメント保護

子どもの適切・具体的な援助指針を定めるため、一時保護による十分な行動観察等を含む総合的なアセスメントが必要な場合に行う。アセスメントは、子どもの状況等に適した環境で行う。

## 3 子どもの権利擁護

○ 一時保護中の子どもの意見表明や相談体制、不服申立て等の権利擁護のための仕組みに関するここと、外出・通信・面会・行動等を制限する場合の留意事項、被措置児童等虐待の防止等について記載。

## 4 一時保護の環境及び体制整備等

○ 必要な一時保護に対応できる定員を設定し、地域の実情に合わせて、委託一時保護の活用等も含め、一人一人の子どもの状況に応じた対応ができるよう、一時保護の環境整備や体制整備を図る。この際、里親家庭、一時保護専用施設などで、可能な場合には、子どもの外出や通学ができるような配慮を行えるようにする。

## 5 一時保護の手続

○ 一時保護の開始、継続（※）、解除の手続及び留意事項等について記載。

※ 平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）による家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立てを含む。

## III 一時保護所の運営

一時保護所の環境、入所手続、子どもの観察、保護中の子どもの生活環境（生活、食事、健康管理、教育・学習支援等）等について記載。

## IV 委託一時保護

委託一時保護の考え方、手續等について記載。

## V 一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント

一時保護において子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行えるよう、初期から解除時までの一時保護における各段階における対応、性被害を受けた子ども等特別な配慮が必要な子どもに対するケア、ケアを通じたアセスメントに関する事項、留意事項等について記載。

# 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

<b>里 親</b> 家庭における養育を里親に委託	登録里親数	委託里親数	委託児童数	<b>ファミリー ホーム</b> 養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)
	11,405世帯	4,038世帯	5,190人	
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	9,073世帯	
		専門里親	689世帯	
		養子縁組里親	3,798世帯	
	親族里親	526世帯	513世帯	ホーム数 313か所
			744人	委託児童数 1,356人

施 設	乳 児 院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
<b>対象児童</b>	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
<b>施設数</b>	138か所	615か所	46か所	58か所	232か所	143か所
<b>定 員</b>	3,895人	32,605人	2,049人	3,686人	4,779世帯	934人
<b>現 員</b>	2,801人	26,449人	1,399人	1,395人	3,330世帯 児童5,479人	516人
<b>職 員 総 数</b>	4,793人	17,137人	1,165人	1,743人	2,080人	604人

※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成29年3月末現在)

※施設数\*、ホーム数(FH除く)、定員\*、現員\*、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成28年10月1日現在)(\*乳児院・児童養護施設除く)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成28年10月1日現在)

※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成28年3月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

<b>小規模グループケア</b>	1,341か所
<b>地域小規模児童養護施設</b>	354か所

# 都道府県市別の里親等委託率の差

69都道府県市別里親等委託率（平成28年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

全国： 18.3%

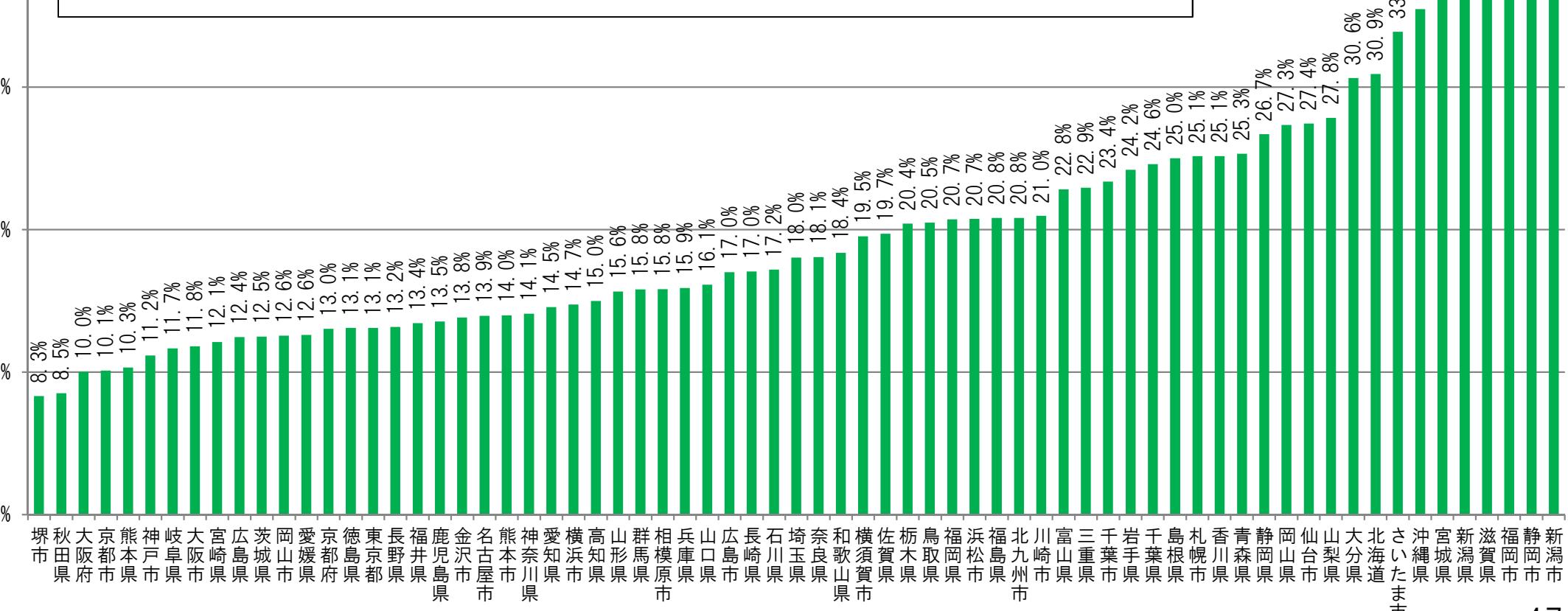
最小： 8.3% (堺市)

最大： 51.1% (新潟市)

里親・ファミリー・ホーム委託児童数

$$\text{※ 里親等委託率 (\%)} = \frac{\text{里親・ファミリー・ホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児+児童養護施設入所児+里親・ファミリー・ホーム委託児}}$$

資料：平成28年度福祉行政報告例



# 新しい社会的養育ビジョン

(「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表)

## 経緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が召集し開催された有識者による検討会(※)で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(座長：国立成育医療研究センター奥山真紀子こころの診療部長)

## ポイント

①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要があり、その工程において、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮を行う。

<工程で示された目標年限の例>

- 特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォースタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- 愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)。
- 施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。(特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。)
- 概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

# 都道府県社会的養育推進計画の策定要領＜概要＞

## 1. 今回の計画策定の位置付け

- 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

## 2. 基本的考え方

- 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
- 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等をとりまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
- 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

## 3. 都道府県推進計画の記載事項

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする子ど�数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (11) 留意事項

## 4. 項目ごとの策定要領

### (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・ 平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定すること。
- ・ 国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。

### (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

- ・ 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。
- ・ 併せて社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求めることとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこととする。

### (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

#### ①市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及、市区町村の支援メニュー（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実、母子生活支援施設の活用について、都道府県の行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。
- ・ 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画（都道府県の行う取組）を策定すること。

#### ②児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

- ・ 児童家庭支援センターの機能強化の計画および設置に向けた計画（設置時期・設置する地域）を策定すること。

### (4) 各年度における代替養育を必要とする子ど�数の見込み

- ・ 代替養育を必要とする子ど�数を見込むこと。

＜代替養育を必要とする子ど�数の見込みの推計方法の例＞

- 子どもの人口（推計・各歳毎）×代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。）＝代替養育を必要とする子ど�数  
算式1・算式2※により算出された数値をそれぞれ明らかにした上で、里親等委託が必要な子ど�数を見込むこと。

代替養育を必要とする子ど�数（年齢区分別）×里親等委託が必要な子どもの割合※＝里親等委託が必要な子ど�数

※算式1 乳児院に半年以上、児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数等を基に機械的に算出

算式2 現に施設入所している全ケース（又は一部）のうち、里親等委託が必要な子ど�数を洗い出して算出

（注）里親等委託が必要な子ど�数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、現状における委託可能な里親数等にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断すること。

## (5) 里親等への委託の推進に向けた取組

### ① フォースタリング業務の包括的な実施体制の構築

- 都道府県が行うべき里親に関する業務（フォースタリング業務）の実施体制の構築に向けた計画を策定すること。
- 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォースタリング業務）の包括的な実施体制を構築すること。

### ② 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

- 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計すること。その上で、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率の実現に向けて、2024年度時点及び2029年度時点における里親等委託率の目標を設定するとともに、必要な里親数等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること。
- 国においては、「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。なお、数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取組を計画的に進めるためのものである。個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

国としては、必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。

## (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- 特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。
- 子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなど、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとってどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討すること。
- 国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、特別養子縁組制度のより一層の活用の検討を促していく観点から、概ね5年以内に年間1,000人以上の縁組成立を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていく。

## (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

### ①施設で養育が必要な子ども数の見込み

- 「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、(4)の算式1及び算式2で算出された「里親等委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を明らかにした上で、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出すること。
- 算出された必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿を確保することに留意し、見込みを算出すること。

### ②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- 代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。
- 児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。
- こうした考え方のもと、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくこと。
- なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定すること。過渡的にユニット化する場合でも
  - 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
  - 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うこと。
- 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね10年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。
- 小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくなりない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

## (8) 一時保護改革に向けた取組

- ・ 「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等、一時保護改革に向けた計画を策定すること。

## (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施に向けた計画（実施予定期、実施メニュー）及び自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組について、実施に向けた計画を策定すること。

## (10) 児童相談所の強化等に向けた取組

### ①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることから、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、各都道府県における具体的な計画を策定すること。

### ②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

- ・ 児童相談所における各都道府県等（児童相談所）職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。

## (11) 留意事項

- ・ 各都道府県においては、この計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2019年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、2018年度から
  - ① フォオスティング機関による包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めて、実施機関やその配置の調整・検討
  - ② 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化・地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
  - ③ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
  - ④ 里親等委託が必要な子ど�数の調査 等

について、可能なものから、順次速やかに取組を進めること。

- ・ なお、国としても、児童虐待防止対策の強化に向けた更なる対応を検討していくこととしており、具体的な内容については追ってお示しする。その内容も踏まえて、速やかに取組を進めること。
- ・ 全面的な見直し後の計画期間は2029年度を終期とし、2020年度から2024年度、2025年度から2029年度ごとの各期に区分して策定すること。計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに、2020年度から2024年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること。なお、国においては、区分された期間内でも毎年度ごとの都道府県の進捗状況を把握、評価し、公表するとともに、必要な支援策を検討する。

## I. ガイドラインの目的

- 平成28年改正によって児童福祉法に明記された家庭養育優先原則を受け、質の高い里親養育を実現するため、都道府県が行うべきフォスタリング業務の在り方を具体的に提示するとともに、フォスタリング業務を民間機関に委託する場合における留意点や、民間機関と児童相談所との関係の在り方を示すもの。

## II. フォスタリング業務とその重要性

- 質の高い里親養育を実現し、維持するとともに、関係機関による支援ネットワークを形成することにより、子どもの最善の利益の追求と実現を図ることが目的。このため、
  - ・委託可能な里親を開拓・育成する
  - ・相談しやすく、協働できる環境を作る
  - ・安定した里親養育を継続できる（不調を防ぐ）ことを成果目標とする。
- フォスタリング業務とは、児童福祉法第11条第1項第2号に掲げる業務に相当する以下の業務。
  - ・里親のリクルート及びアセスメント
  - ・登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
  - ・子どもと里親家庭のマッチング
  - ・里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）
- フォスタリング業務は、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。

## III. フォスタリング機関と児童相談所

- 一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関を「フォスタリング機関」といい、都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関を「民間フォスタリング機関」という。
- フォスタリング業務は都道府県（児童相談所）の本来業務であり、まずは児童相談所がフォスタリング機関となることが想定されるが、民間機関への委託も可能。
- 一連の業務の包括的な委託を受ける民間フォスタリング機関の活用を積極的に検討し、地域の実情に応じた実施体制を構築。
- 民間機関への委託の可否について、都道府県は、民間機関を育成するという視点をもって、将来的な民間フォスタリング機関への委託可能性も含めて検討。
- フォスタリング業務全体の最終的な責任は児童相談所が負う
- 民間フォスタリング機関と児童相談所は、信頼関係に基づく良好なパートナーシップを構築。情報共有を徹底し、協働して問題解決に当たる。
- 児童相談所の体制強化は引き続き必要であることに留意。

## IV. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育

- 民間フォスタリング機関には、
  - ・民間ならではのリクルート手法による多様な里親の開拓
  - ・児童相談所と異なる立場からのサポート等
  - ・継続性・一貫性のある人材育成、里親との継続的関係構築といったメリットがある。乳児院や児童養護施設等は有力な担い手として期待される。
- 里親とフォスタリング機関が、チームを組みつつ子どもの養育を行う「チーム養育」が必要。

## IV. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育（つづき）

- 子どもに関する市区町村、保健センター、教育委員会、学校、保育所等、医療機関、乳児院、児童養護施設等の関係機関についても支援者として「応援チーム」に位置づけ、里親養育を理解し支援する地域ネットワークの構築に努める。

## V. フォスタリング機関の職員体制とそれぞれの業務内容

- 職員体制については、統括者・ソーシャルワーカー・リクルーター・心理職・事務職員の配置が考えられる。
- フォスタリング機関のソーシャルワーカーの業務は、以下のとおり。
  - ・ 里親養育の心理的・実務的サポート
  - ・ 里親養育に関するスーパービジョン  
(自立支援計画の作成・共有や進捗把握、養育水準向上に向けた助言・指導など)
  - ・ 里親養育の状況に応じた支援のコーディネート  
(地域における関係機関を含めた支援体制構築や、レスパイト・ケアの利用勧奨など)
- フォスタリング業務を担う人材の育成に取り組む。

## VI. フォスタリング業務の実施方法

※ 民間フォスタリング機関による実施を念頭に、具体的な事例を交えつつ記載

### ① 里親のリクルート及びアセスメント

- ・ 認知度向上に向けた取組を含む「攻めるリクルート」による登録候補者獲得
- ・ 里親になることへの不安や負担感を軽減する説明
- ・ 家庭訪問の実施を含めた丁寧な適性評価

### ② 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修

- ・ 里親のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会としても活用。マッチングに活かす
- ・ 実践的内容とともに、里親同士の互助関係の醸成に努める

### ③ 子どもと里親家庭のマッチング

- ・ マッチングは里親委託の成否を左右する極めて重要な要素
- ・ フォスタリング機関と児童相談所が情報を持ち寄り、細部にわたって共有しながらマッチングを図る

### ④ 里親養育への支援

- ・ 定期的な家庭訪問や電話によるフォローを実施し、状況を把握
- ・ 里親養育の状況に応じて、関係機関による支援をコーディネートする
- ・ 実親との協働の大切さを見失うことのないよう、子どもと実親の関係性に関する支援を行い、子どもと里親の不安を緩和する
- ・ 里親家庭での養育が不安定になった場合や虐待など不適切な養育があった場合に、要因に応じて適切に対応する
- ・ 里親委託が不調となった場合には、子どもと里親の双方に対する十分なフォローを行う
- ・ 委託解除時は、里親の喪失感を軽減できるように配慮する

## VII. 「里親支援事業」の活用

### ○ 都道府県における積極的活用

## はじめに：高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子どもの養育に関し、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行うとともに、里親や在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。
- ・ この「進め方」は、平成30年度予算において可能である措置費等の活用方法、職員配置、運営方法などについてとりまとめ、円滑に取組を進められるよう、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として提供。
- ・ 取組を更に進めていくためには、必要な財政支援の在り方が課題。厚生労働省は、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最大限努力し、それらを踏まえて、本書も逐次改正。

## 第Ⅰ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則の下では、施設の役割・機能を縮小させるものではなく、これまで以上に専門的で幅広くしていくことが求められる。
- ・ 具体的には、乳児院・児童養護施設においては、地域におけるニーズや資源の状況、自らの「強み」・「弱み」も踏まえつつ、以下の具体的な姿を念頭に、施設長等のリーダーシップの下、施設職員とともに、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となるよう、自らの施設を変革していくことを目指していくべき。

### 施設養育の高機能化の方向性

- ・ 家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対して、早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うこと。
- ・ そのための専門性のある職員の配置及び小規模かつ地域分散化を推進すること。

### 多機能化・機能転換の方向性

- ・ 更に専門性を高めた上で、地域における家庭養育の支援を行うこと。
- ・ 具体的には、地域の実情等に応じ、以下に取り組むこと。
  - ①一時保護委託の受入体制の整備
  - ②養子縁組支援やフォースタリング機関（里親養育包括支援機関）の受託をはじめとする里親支援機能の強化
  - ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

## 第Ⅱ 取組を進める上で活用可能な予算制度

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換に向けた以下の取組を進める上で、現在、活用可能な予算制度の要件や補助額等を紹介。
  1. 職員配置・専門職の配置の充実、小規模かつ地域分散化による養育機能の高機能化
  2. 在宅支援機能や里親支援機能をはじめとする多機能化・機能転換

### 第Ⅲ 改正児童福祉法や高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進

1. 各施設が策定している小規模化・地域分散化に向けた計画を小規模かつ地域分散化に向けて見直し。
2. 今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先。
3. 小規模かつ地域分散化等を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく場合や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定するよう求める。過渡的にユニット化する場合でも、
  - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
  - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うよう求める。
4. 既存の施設内ユニット型施設についても同様に、概ね10年程度で地域分散化等を図る計画の策定を求める。その際、既存ユニットは、多機能化・機能転換に向けて積極的に活用を進めていく。

#### ※小規模かつ地域分散化の例外

- ・ ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。
- ・ このような場合においても、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人程度まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力。

### 第Ⅳ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を通じて「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革を進めるうえでは、それを担う職員の人材育成や確保が必要不可欠。人材育成に向けて、現在、活用可能な予算制度等を紹介。
- ・ 厚生労働省においては、職員の人材育成に向けて、職員向けの研修プログラムの開発や指導者養成研修の実施等に取り組んでいくこととしており、都道府県等においても、人材育成の機会の確保に努める。

### 第Ⅴ 計画的な推進に向けて

- ・ 都道府県等においては、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画や、小規模かつ地域分散化を進める計画の見直しの検討状況・課題等について隨時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、関係者との間で綿密な協議を重ねながら、適宜適切な助言や支援を行い、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮。

# 経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)

## 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

### 7. 安全で安心な暮らしの実現

#### (5) 少子化対策、子ども・子育て支援

子供の命が失われる痛ましい事件が繰り返されないよう、市町村、児童相談所の職員体制及び専門性の強化、適切な情報共有など地方自治体間等関係機関との連携体制の強化や適切な一時保護の実施などによる児童虐待防止対策<sup>162</sup>、家庭養育優先原則に基づく特別養子縁組、里親養育支援体制の整備、児童養護施設等の小規模・地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育を迅速かつ強力に推進する<sup>163</sup>。

<sup>162</sup> 2016年・2017年の児童福祉法(昭和22年法律第164号)改正により、児童福祉法の理念の明確化等や、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を実施。

<sup>163</sup> 2017年8月、厚生労働大臣に、児童福祉法の理念を具体化する「新しい社会的養育ビジョン」が提言されている。